

ふじみ野市教育振興基本計画

～共に学び、共に育つ『共育』を目指して～



平成 28 年 2 月

ふじみ野市教育委員会

はじめに

現在、わが国では、少子高齢化や核家族化の進行等にもない、人々を結ぶ絆の喪失と地域コミュニティの崩壊が懸念されています。また、不登校や発達障害の児童生徒の増加、複雑・深刻化するいじめなど、教育・子育てをめぐる様々な課題への対応が求められています。こうした課題は、学校だけ、あるいは家庭だけ、地域のみでの力だけでは解決が困難な場合が多く、市民総ぐるみで、解決に向けた取組を進めていく必要があります。

そこで、この度、ふじみ野市では、家庭、学校、地域それぞれの役割を明確にするとともに、有機的な連携の在り方を示し本市教育の推進を図るため、「あったかな絆で育む『共育』を目指して」を基本理念とするふじみ野市教育振興基本計画を策定しました。

本市では、「あったかな町づくり」をキーワードに、市民総ぐるみでまちづくりを推進しています。教育においても、温かで強い絆で結ばれた郷土ふじみ野を背負って立つ人材の育成に向けて、家庭、学校、地域が一体となった協働による人づくりの推進を図ることが求められます。

今後は、本計画に基づき、子供と大人が共に学びあい、その学びの成果が次の学びへとつながる好循環を生む『共育』という考え方のもと、一方向の教育ではなく、「自立」「協働」「創造」を柱とした生涯学習を進め、市民一人一人が、互いの絆を強めながらまちづくりの基本となる人づくりを推進します。

保護者、学校、地域の方々は、共に子供を育て、共に地域コミュニティを育むうえで、この『共育』を柱とする学びの好循環を支える大切なパートナーです。本市では、学校を地域の「新たな学びの公共空間」と位置付け、子供や大人の学習が学びの好循環を生み出す『共育』の拠点として、一層活用してまいります。

今回、策定しました「ふじみ野市教育振興基本計画」は、「まちづくりの基本は人づくり」、「人づくりの基本はまちづくり」という「まちづくり」と「人づくり」が互いに好循環を生み出すシステムの構築を目的としています。そして、この計画の推進にあたっては、従来の枠組みにとらわれず、教育において「変えるべきこと、変えてはならないこと」を明確に、広く市民と共有しながら、変えるべきことはスピード感をもって改善し、実行してまいりますので、御支援並びに御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり熱心な御審議を賜りました委員並びに関係各位、そしてアンケートやパブリックコメントで貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年2月

ふじみ野市教育委員会教育長 朝倉 孝

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 本計画の位置づけ及び範囲	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 計画の進捗管理	6
第6節 これまでの主な取組の進捗状況	7
第2章 教育の現状と課題	11
第1節 教育に関する国・県・市の動向	11
第2節 統計データからみる本市の教育	13
第3節 アンケート調査からみる本市の教育	18
第4節 本市における教育の課題	26
第3章 本市がめざす教育の姿	31
第1節 基本理念	31
第2節 子供たちの未来の姿	34
第3節 基本方針	35
第4節 施策体系	37
第2編 各論	39
基本方針1 確かな学力と自立する力の育成	40
施策1 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進	40
施策2 心身ともに健康で、豊かな人間性を育む教育の推進	43
施策3 安全、安心で笑顔あふれる学校づくりの充実	49
施策4 質の高い学校教育の推進	52
基本方針2 絆を深め、地域社会との協働による「共育」の推進	55
施策5 地域とともに子供を育む教育の推進	55
施策6 温もりのある家庭・地域づくりの推進	58
基本方針3 人と地域を育む生涯学習・生涯スポーツの推進(市長部局との連携推進)	60
施策7 夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進	60
資料編	65
ふじみ野市教育振興計画策定委員会設置条例	66
ふじみ野市教育振興計画策定委員名簿	67
ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム設置要綱	68
ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム 名簿	69

策定経過.....	70
用語解説.....	72

※の付いた語句については、巻末の用語解説の中で、内容の説明をしています。

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では、平成18年12月の教育基本法改正を踏まえ、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しています。また、平成25年7月には第2期の教育振興基本計画を策定し、今後5年間で教育のめざすべき姿に向けた教育の具体的な道筋が示されました。

埼玉県では、平成21年2月に「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定し、「教育に関する3つの達成目標」や「埼玉の子ども70万人体験活動」、「学校応援団※」など、独自の施策を積極的に進め、平成26年7月には第2期目の計画へと移行しています。

本市では、国や県の教育振興基本計画を参酌しながら、平成25年に見直された本市の後期基本計画の大綱の一つである「夢のある心豊かな学びのまちづくり」の実現に向けて、市民一人一人のニーズに合わせ主体的に学習に取り組める生涯学習環境の整備を推進するとともに、子供たちが心身ともに健全に育つことができるよう、安全で安心な教育環境づくりに取り組み、学校・家庭・地域と行政が一体となった教育の推進に努めています。

また、地域の文化や芸術の振興、新しい文化の育成にも努め、市民や地域の融和を図るまちづくりを進めています。

平成27年10月には、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、市民一人一人の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を目的として「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」が施行しました。

このように、教育に関する様々な取組が進められる一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、規範意識の低下、いじめ問題など、地域社会や教育をめぐる環境は大きく変容し、またそれに伴う課題も生じています。

他方、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さが再認識され、地域コミュニティの再構築に向けた動きが活発化するなど、人々の意識にも大きな変化をもたらしました。

こうした中、次代を担う子供たちが健やかに育ち、学び合いの中から心豊かな人を育むまちづくりに向けて、本市における教育の総合的な指針となる、ふじみ野市教育振興基本計画を策定いたします。

第2節 本計画の位置づけ及び範囲

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、本市教育の振興のための施策に関する基本となる計画として策定します。

本市の最上位計画である「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」を基本として、「ふじみ野市生涯学習推進計画」、「ふじみ野市第二次子ども読書活動推進計画」などの各種教育関連計画の上位に位置づけます。

また、今後策定する予定の「ふじみ野市スポーツ推進計画」や「ふじみ野市文化振興計画」等の計画と連携していきます。

なお、本計画の範囲は、学校教育、社会教育、生涯学習、文化・芸術、スポーツ、文化財など、教育施策全般とします。

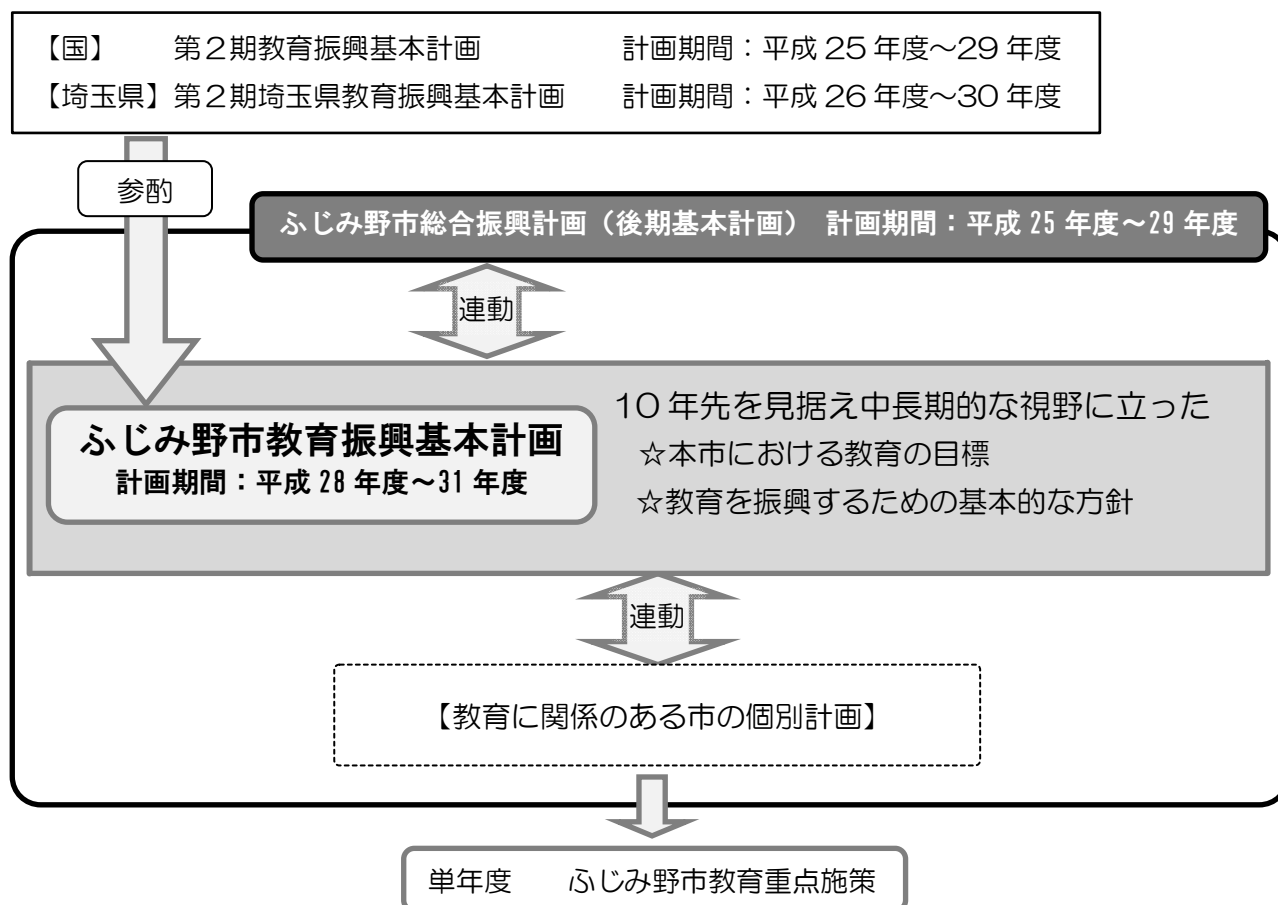
■教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画等との関連



第3節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から、平成31年度までの4年間です。また、次期ふじみ野市総合振興計画の見直し時など、必要に応じて改訂を行います。

■計画の期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
総合振興計画 (後期基本計画)			次期						
本計画					次期				
生涯学習推進計画			次期					次期	
第二次子ども読書活動推進計画				次期					次期
			(仮称) スポーツ推進計画						
			(仮称) 文化振興計画						

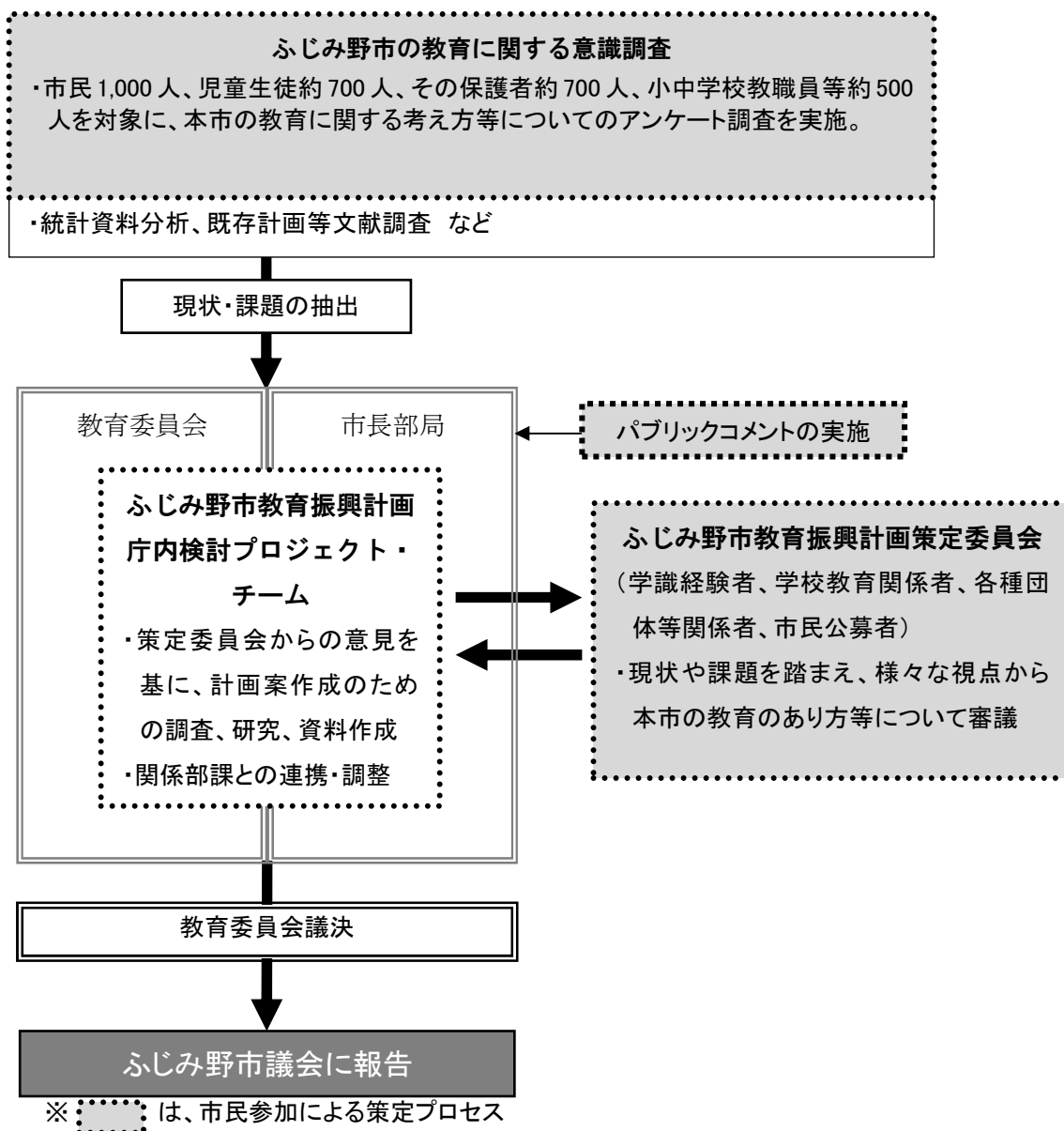
※「次期」としている各計画の期間については、変更となる場合があります。

第4節 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体等関係者、市民公募者を構成員とする、ふじみ野市教育振興計画策定委員会を中心に、協議、検討を行いました。

また、教育委員会、市長部局関連各課長を構成員とする、ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チームにおいて、策定委員会からの意見を基に、計画案作成のための調査、研究、資料作成等を行いました。

■計画の策定体制



第5節 計画の進捗管理

ふじみ野市教育振興基本計画の推進にあたっては、毎年度の「ふじみ野市教育重点施策」などを策定して事業に取り組むとともに、経営のマネジメントサイクル（PDCAサイクル：目標設定→実行→分析評価→改善）に基づき、現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善すべき点を把握して次の施策に生かし基本理念の実現を目指します。

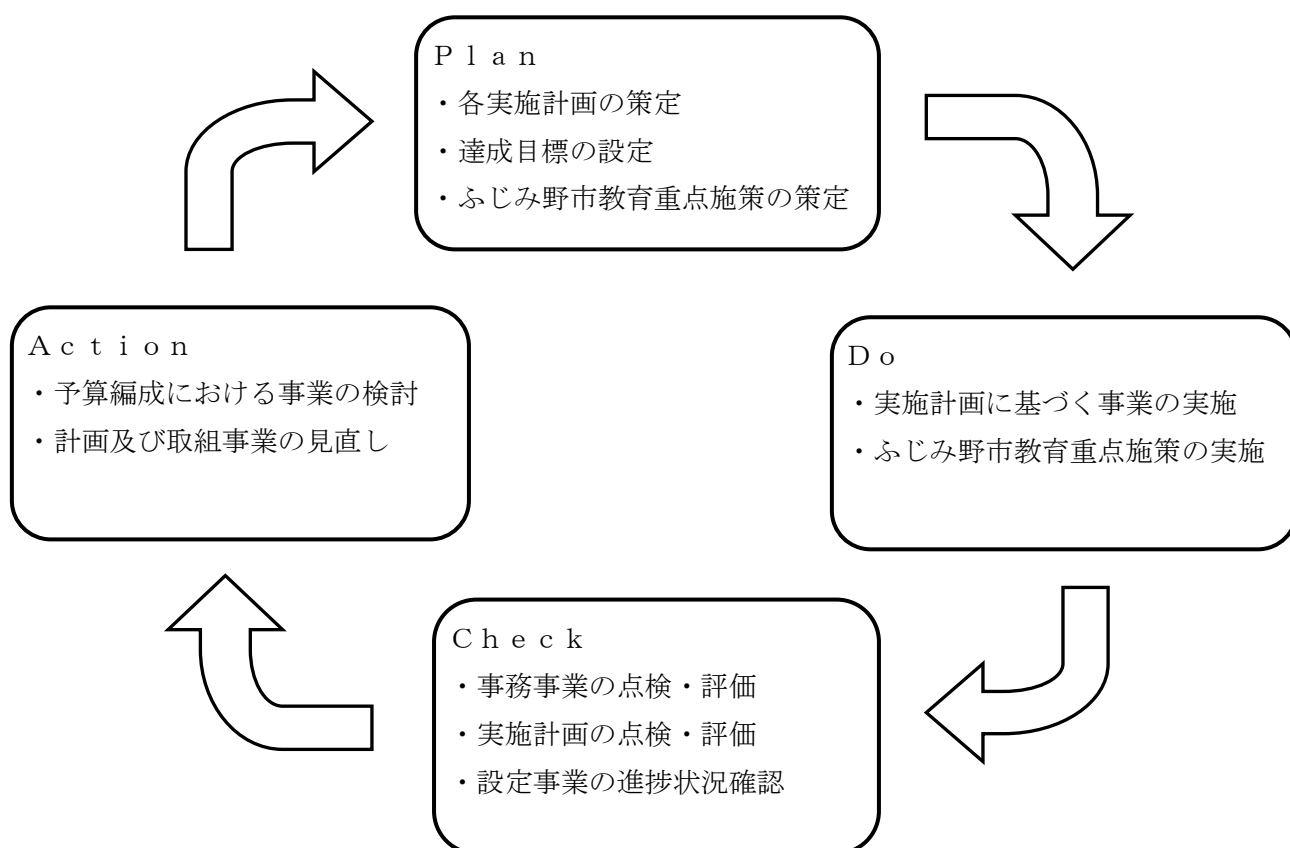
また、急速な社会状況の変化や国の動きなどにも対応しながら、設定した目標を達成していくために、重要事項に取り組む必要が生じた場合には、教育委員会で審議し総合教育会議※に諮り、必要に応じて施策の見直しを随時行います。

分析・評価の具体的な方法は、まず、この教育振興基本計画の基本理念に基づいて定められている各実施計画や学校評価報告書等をもとに施策の進捗状況を把握します。

次に、それを予算システムと連動した行政評価制度（事務事業評価、外部評価）を活用して教育委員会が評価します。

評価結果は「ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書」で公表し、次年度の予算編成の施策に反映させ、効率的に計画の進捗管理を行います。

[計画の推進に向けたPDCAサイクル]



第6節 これまでの主な取組の進捗状況

本市では、これまで「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」の中で教育に関する政策の方針を定め、これに基づき各年度における教育重点施策を定めて教育行政を推進してきました。

したがって、ここでは「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」を指標とした、これまでの主な取組の進捗状況は、以下のとおりです。

なお、「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」は平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間として、平成 25 年 2 月に策定したものであるため、指標の一部には、平成 26 年実績値が平成 29 年度目標値を既に上回っているものもあります。

■後期基本計画 大綱Ⅲ及びⅣの体系

大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり

政策 7 次代を担う子どもたちが健やかに育つまち（学校教育）

- ・施策 17 地域に開かれた特色ある学校づくりと安全・安心な教育環境の整備を進めます（学校運営）
- ・施策 18 健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます（学校教育）

政策 8 とともに学び合い心豊かな人を育むまち（生涯学習）

- ・施策 19 誰もがいきいきと学べる環境づくりを進めます（生涯学習）
- ・施策 20 人と地域を育む社会教育を推進します（社会教育）
- ・施策 21 歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます（文化振興）

大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり

政策 9 一人ひとりが輝きふれあえるまち（地域・人権・交流）

- ・施策 23 スポーツを通してみんながつながるまちを目指します（スポーツ・レクリエーション）

■後期基本計画 大綱Ⅲ及びⅣ施策 17～21、23 の進捗状況

	設定指標数	現存指標数 （平成 27 年 4 月現在）	平成 29 年度目標値 達成数 （平成 26 年度時点）	平成 23 年度比 改善数
施策 17	4	3	1	2
施策 18	4	3	1	0
施策 19	2	2	0	0
施策 20	3	3	1	1
施策 21	3	3	0	1
施策 23	3	3	1	1

施策 17 地域に開かれた特色ある学校づくりと安全・安心な教育環境の整備を進めます（学校運営）

●主な目標の進捗状況

- 学校応援団参加者数については、平成 26 年度実績で 2,195 人と、平成 29 年度の目標値を既に上回っています。
- 地域指導協力者数については、平成 26 年度実績で 12 人であり、平成 29 年度目標値の達成に向けて一層取組を進める必要があります。
- 小学校大規模改修率については、着実に進捗しており、平成 29 年度目標値の達成が見込まれます。
- 中学校大規模改修率については、着実に進捗しており、平成 29 年度目標値の達成が見込まれます。

後期基本計画 指標名	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
学校応援団参加者数	2,195 人	2,100 人
地域指導協力者※数	12 人	16 人
小学校大規模改修率	50.0%	64%
中学校大規模改修率	41.7%	64%

施策 18 健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます（学校教育）

●主な目標の進捗状況

- 新体力テスト（5段階中3段階以上の占める割合）については、平成 26 年度実績を見ると小学校、中学校とも、平成 29 年度目標値の達成に向けて一層取組を進める必要があります。
- 不登校児童生徒数については、平成 26 年度実績で 75 人と、平成 29 年度の目標値を既に下回っています。
- ドライ方式の学校給食センター数については、平成 27 年度において目標値を達成しました。

後期基本計画 指標名		平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
新体力テスト（5段階中3段階以上の占める割合）	小学校	75.9%	79.3%
	中学校	79.7%	83.9%
不登校児童生徒数		75 人	76 人
ドライ方式※の学校給食センター数		1 箇所	2 箇所

施策 19 誰もがいきいきと学べる環境づくりを進めます（生涯学習）

●主な目標の進捗状況

- ・生涯学習講座への参加者数については、平成 29 年度目標値の達成に向けて、一層の取組が必要です。
- ・図書館の貸出し冊数については、平成 29 年度目標値の達成に向けて、一層の取組が必要です。

後期基本計画 指標名	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
生涯学習講座への参加者数	318 人	1,000 人
図書館の貸出し冊数	922,718 冊	980,000 冊

施策 20 人と地域を育む社会教育を推進します（社会教育）

●主な目標の進捗状況

- ・家庭教育学級参加者数（共通講座・講演会含む）については、平成 26 年度実績で 3,626 人と、平成 29 年度の目標値を既に上回っています。
- ・公民館利用者延べ人数については、平成 29 年度目標値の達成に向けて、一層の取組が必要です。
- ・放課後子ども教室開設校数については、毎年 2 校ずつ設置が進んでおり、平成 27 年度には市内全小学校で実施となることから、平成 29 年度の目標値を前倒して達成する見込みです。

後期基本計画 指標名	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
家庭教育学級参加者数 (共通講座・講演会含む)	3,626 人	3,300 人
公民館利用者延べ人数 (3 館と分館の合計)	278,312 人	400,000 人
放課後子ども教室*開設校数	11 校	13 校

施策 21 歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます（文化振興）

●主な目標の進捗状況

- ・市民文化祭参加団体数については、平成 29 年度目標値の達成に向けて、着実な取組の推進が必要です。
- ・保存・支援対象の無形民俗文化財の数については、平成 29 年度の目標値の達成に向け、着実な取組が必要です。
- ・資料館事業の回数については、平成 29 年度目標値の達成に向けて、着実な取組の推進が必要です。

後期基本計画 指標名	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
市民文化祭参加団体数	227 団体	240 団体
保存・支援対象の 無形民俗文化財の 団体数	4 団体	6 団体
資料館事業の回数	15 回	20 回

施策 23 スポーツを通してみんながつながるまちを目指します（スポーツ・レクリエーション）

●主な目標の進捗状況

- ・生涯スポーツ推進事業参加延べ人数については、平成 26 年度実績では平成 29 年度目標値を達成しており、引き続きこの傾向を維持する必要があります。
- ・市民スポーツフェスティバル事業参加人数については、平成 29 年度の目標値の達成に向け、着実な取組が必要です。
- ・学校体育施設開放事業参加延べ人数については、このままの推移であれば平成 29 年度目標値の達成が見込まれます。

後期基本計画 指標名	平成 26 年度 実績	平成 29 年度 (目標値)
生涯スポーツ推進事業 参加延べ人数	13,092 人※	12,800 人
市民スポーツフェス ティバル事業参加人数	5,477 人	6,800 人
学校体育施設開放事業 参加延べ人数	178,599 人	183,500 人

※市外プール利用補助券交付事業の移管があり、参加人数の増加となった。

第2章 教育の現状と課題

第1節 教育に関する国・県・市の動向

(1) 国の動向

国は、平成18年12月に、約60年ぶりとなる教育基本法の改正を行いました。そしてその教育基本法の改正に沿って、平成19年に学校教育法の改正をはじめとした関連法を改正するとともに、平成20年には教育振興基本計画の策定、学習指導要領、教育要領の改訂などを行っています。

平成25年には第2期の教育振興基本計画の策定、いじめ防止対策推進法の制定、平成27年には教育委員会の位置付けを大きく変える法改正などを行っています。

■国の取組

年月	事項
平成18年12月	教育基本法の改正
平成19年6月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成20年3月	学習指導要領の改訂（小中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成20年6月	社会教育法、図書館法、博物館法の改正
平成20年7月	教育振興基本計画の策定
平成21年3月	学習指導要領の改訂（高等学校、特別支援学校）
平成22年4月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成22年7月	子ども・若者ビジョンの策定
平成23年8月	スポーツ基本法の施行
平成24年8月	子ども・子育て関連3法成立
平成25年6月	第2期教育振興基本計画の策定
平成25年6月	いじめ防止対策推進法の制定
平成26年4月	次世代育成支援対策推進法の延長
平成27年4月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行

（２）県の動向

埼玉県は、平成 21 年に、埼玉県教育振興基本計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）を策定し、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に掲げて教育の推進を図ってきました。

また、平成 22 年には埼玉県生涯学習推進計画を策定しています。

そして、平成 26 年には第 2 期となる教育振興基本計画を策定しています。

■埼玉県の取組

年月	事項
平成 21 年 2 月	埼玉県教育振興基本計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）の策定
平成 22 年 3 月	埼玉県生涯学習推進計画の策定
平成 26 年 7 月	埼玉県教育振興基本計画（第 2 期生きる力と絆の埼玉教育プラン）の策定

（３）本市の動向

本市では、平成 25 年 2 月、今後のまちづくりの指針となる「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」を策定し、教育分野においては、「夢のある心豊かな学びのまちづくり」をまちづくりの大綱（政策）として掲げ、各種施策を展開しています。

また、生涯学習分野では、同年平成 25 年 3 月に「まなびで つながり ひろがる 人と地域を育むまち ふじみ野」を基本理念とする、ふじみ野市生涯学習推進計画を策定しています。

■本市の取組

年月	事項
平成 21 年 3 月	ふじみ野市子ども読書活動推進計画
平成 25 年 2 月	ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）
平成 25 年 3 月	ふじみ野市生涯学習推進計画
平成 26 年 3 月	第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画
平成 27 年 3 月	ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画
平成 27 年 10 月	ふじみ野市文化・スポーツ振興条例施行

第2節 統計データからみる本市の教育

(1) 子供たちの教育の状況

①児童生徒数の推移・推計

平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、小学校児童数は 6,125 人から 5,967 人へと 158 人減少しています。

中学校生徒数は、2,886 人から 2,965 人へと 79 人増加しています。

■児童生徒数の推移

(人)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童	6,125	6,009	5,975	5,947	5,967
生徒	2,886	2,932	2,963	2,988	2,965
合計	9,011	8,941	8,938	8,935	8,932

資料: ふじみ野市の教育 平成 27 年度(各年5月1日現在)

平成 28 年度から平成 36 年度にかけて、小学校児童数は 6,077 人から 6,313 人へと 236 人増加する見込みです。

中学校生徒数は、2,903 人から 2,937 人へと 34 人増加する見込みです。

■児童生徒数の推計

(人)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
児童	6,077	6,102	6,208	6,242	6,321	6,394	6,368	6,330	6,313
生徒	2,903	2,929	2,877	2,918	2,874	2,885	2,871	2,885	2,937
合計	8,980	9,031	9,085	9,160	9,195	9,279	9,239	9,215	9,250

資料: ふじみ野市教育委員会

②教職員数の状況

平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、小学校教職員数は 320 人から 310 人へと 10 人減少しています。

中学校教職員数は、172 人から 176 人へと 4 人増加しています。

■教職員数の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	320	311	309	308	310
中学校	172	171	172	174	176
合計	492	482	481	482	486

資料:学校教育課

■教職員の年齢別構成(平成 27 年度)

(人)	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上
小学校	63	92	54	83	18
中学校	40	50	25	53	9
合計	103	142	79	136	27

資料:学校教育課

③学習の状況

平成 27 年度全国学力・学習状況調査によると、小学生の教科(国語、算数)に関しては、算数 B で埼玉県平均を上回っています。

中学生の教科(国語、数学)に関しては、国語 A、数学 A、数学 B の 3 項目で全国、埼玉県平均を上回っています。理科に関しては、埼玉県平均を上回っています。

小中学校ともに、国語「書く力」に課題があります。「書くこと」の意欲付けを図る授業の工夫、「相手や目的を意識して書く」ために言語活動の充実を図るなど、授業改善に取り組んでいきます。

■教科に関する調査結果【小学校・中学校 A・B 問題】(平均正答率%)

	教科	ふじみ野市	埼玉県	全国
小学生	国語 A	68.0	68.7	70.0
	国語 B	62.3	64.2	65.4
	算数 A	72.9	73.1	75.2
	算数 B	43.8	43.1	45.0
	理 科	57.6	59.2	60.8
中学生	国語 A	76.1	74.9	75.8
	国語 B	64.0	64.7	65.8
	数学 A	65.3	63.2	64.4
	数学 B	42.1	40.4	41.6
	理 科	52.5	51.6	53.0

資料:平成 27 年度全国学力・学習状況調査 ふじみ野市教育委員会調査結果概要

④生活態度の状況

平成 27 年度全国学力・学習状況調査によると、小中学校ともに、各項目で全国、埼玉県平均をおおむね下回っています。学ぶ意欲を高める授業の工夫、家庭との連携を強化した家庭学習の取組などに取り組みます。

■児童質問紙・生徒質問紙調査結果(%)

	事項	ふじみ野市	埼玉県	全国
小学生	人の気持ちが分かる人間になりたい。	93.6	94.4	93.9
	家で自分で計画を立てて勉強している。	62.8	70.1	62.8
	国語の勉強は好きだ。	59.2	62.5	61.1
	算数の勉強は好きだ。	63.9	66.7	66.6
中学生	人の気持ちが分かる人間になりたい。	94.0	94.8	94.9
	家で自分で計画を立てて勉強している。	51.6	55.1	58.6
	国語の勉強は好きだ。	59.0	60.0	60.5
	数学の勉強は好きだ。	51.6	54.1	56.0

資料：平成 27 年度全国学力・学習状況調査 ふじみ野市教育委員会調査結果概要

⑤学校応援団の状況

平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、学校応援団参加者数は 1,405 人から 2,195 人へと 790 人増加しています。

■学校応援団参加者数の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学校応援団参加者数	1,405	1,840	2,128	2,141	2,195

資料：学校教育課

⑥地域指導協力者の状況

平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、地域指導協力者数は 19 人から 13 人へと 6 人減少しています。

■地域指導協力者数の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域指導協力者※	19	14	11	10	13

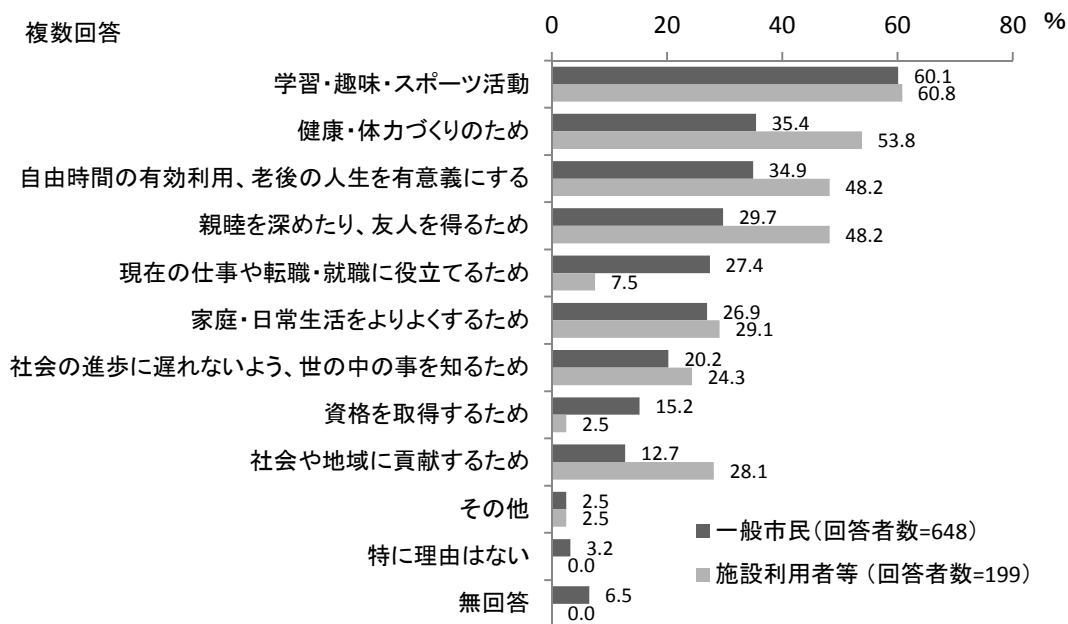
資料：学校教育課

（２）生涯学習・生涯スポーツの状況

生涯学習を行う理由については、一般市民、施設利用者等ともに「学習・趣味・スポーツ活動」の割合が最も高く、次いで「健康・体力づくりのため」「自由時間の有効利用、老後の人生を有意義にする」「親睦を深めたり、友人を得るため」となっています。

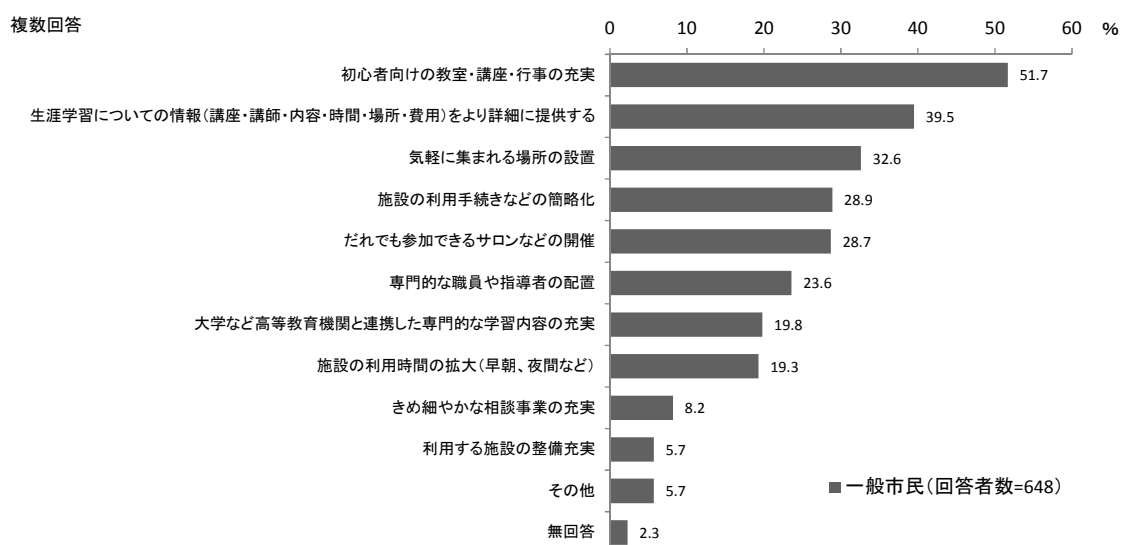
また、ふじみ野市の生涯学習で充実が必要な取組については「初心者向けの教室・講座・行事の充実」の割合が最も高く、次いで「生涯学習についての情報（講座・講師・内容・時間・場所・費用）をより詳細に提供する」「気軽に集まれる場所の設置」となっています。

■生涯学習を行う理由について



資料：平成 24 年 市民意識調査

■ふじみ野市の生涯学習で充実が必要な取組



資料：平成 24 年 市民意識調査

■教育施設利用者数の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
図書館(※1)	222,389	225,989	222,697	223,042	223,224
公民館	311,741	296,559	299,934	267,740	278,312
上福岡歴史 民俗資料館	4,522	4,933	4,404	5,523	5,342
大井 郷土資料館	8,463	7,969	13,400	7,594	7,312
福岡河岸 記念館	2,312	3,115	3,452	3,074	3,490
市民憩の森 (※2)	—	—	—	3,680	9,762

(※1) 貸出利用者数

資料:生涯学習課

(※2) H25.7.15 開園

■生涯学習講座開催数及び参加者数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	855	497	420	315	292
講座数 (講座)	—	—	11	9	8

資料:生涯学習課

■家庭教育学級参加者数の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	2,408	2,650	2,717	3,430	3,626

資料:生涯学習課

■市民文化祭参加団体数の推移

(団体)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加団体数	236	224	221	238	235

資料:生涯学習課

第3節 アンケート調査からみる本市の教育

(1) アンケート調査の概要

教育に関するご意見等を聴き、「ふじみ野市教育振興基本計画」を策定していく上での基礎資料とし、今後の教育の在り方の参考とさせていただくため、アンケート調査を実施しました。調査概要は次のとおりです。

■調査概要(平成27年7月実施)

	①小学生	②中学生	③教員	④市民
対象	市内の各小学校 5年生	市内の各中学校 2年生	ふじみ野市立小中学校 に勤務する教員	住民基本台帳から、 20歳以上の市民 1000人
配布回収	学校配布・学校回収			郵送配布・郵送回収
配布数	403件	203件	487件	1000件
回収数	379件	186件	417件	385件
回収率	94.0%	91.6%	85.6%	38.5%

○調査対象

- ①小学生及びその保護者―市内各小学校の5年生のうちから1学級を無作為抽出
- ②中学生及びその保護者―市内各中学校の2年生のうちから1学級を無作為抽出
- ③教員―市内各小中学校の教員を対象
- ④市民―市内在住の方のなかから無作為抽出

○調査方法

- ①小学生及びその保護者―調査票は各学校へ直接配布・回収
- ②中学生及びその保護者―調査票は各学校へ直接配布・回収
- ③教員―調査票は各学校へ直接配布・回収
- ④市民―調査票の発送及び回収は、郵送により実施

○調査期間

- ①小中学生及びその保護者、教員
―平成27年7月3日に発送し、7月17日を締め切りとして実施
- ②市民―平成27年7月16日に発送し、7月31日を締め切りとして実施

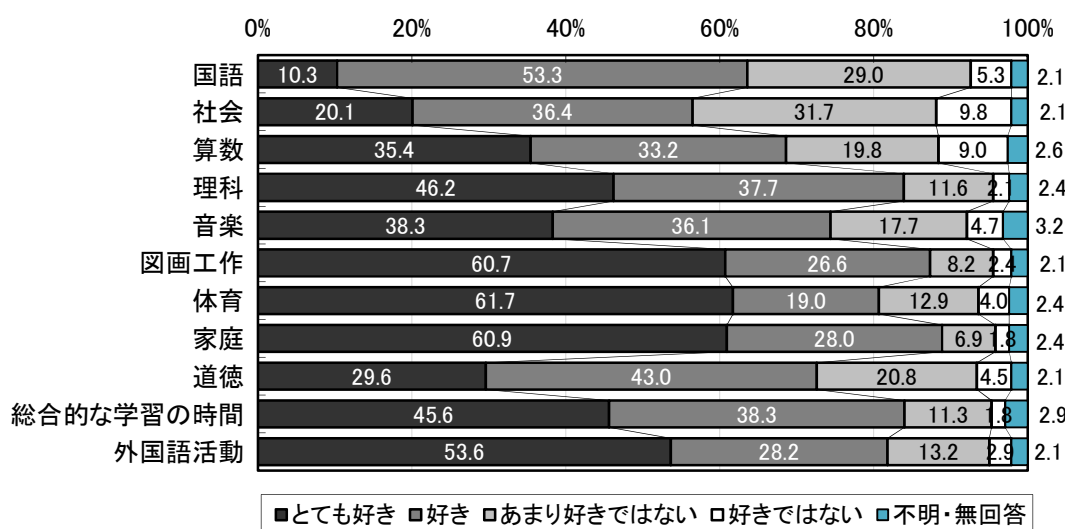
(2) アンケート調査結果より

①科目の好き嫌い

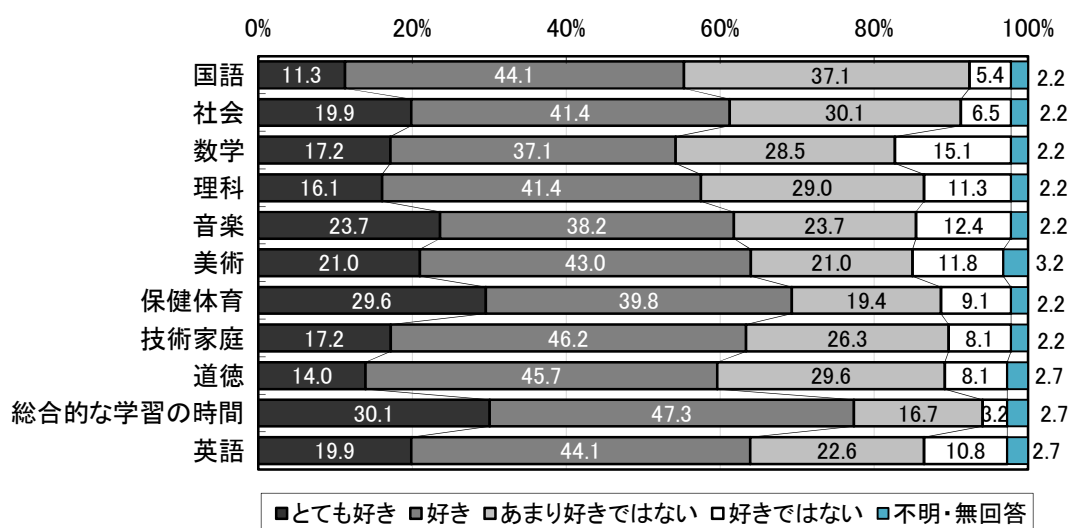
小学生では、〔社会〕を除くすべての教科で「とても好き」「好き」を合わせた『好きである』がそれぞれ6割を超えています。

中学生では、〔国語〕〔数学〕〔理科〕〔道徳〕を除くその他の教科で「とても好き」「好き」を合わせた『好きである』がそれぞれ6割を超えています。

小学生(回答者数=379) 単数回答



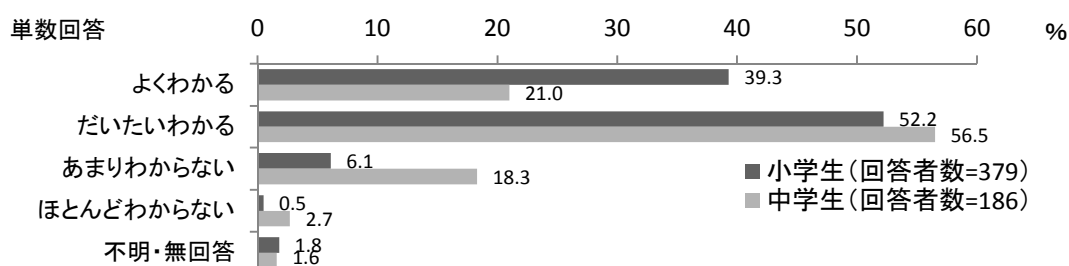
中学生(回答者数=186) 単数回答



②授業の理解度

小学生では「よくわかる」「だいたいわかる」を合わせた『わかる』が9割を超えています。

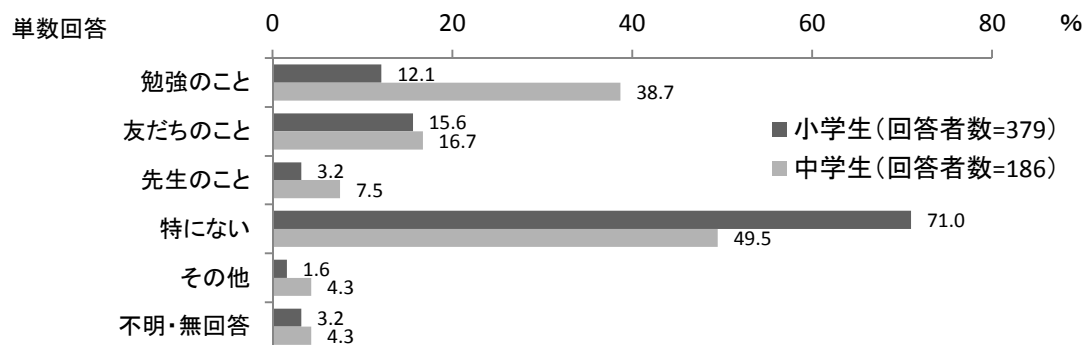
中学生では「よくわかる」「だいたいわかる」を合わせた『わかる』が8割弱となる一方で「あまりわからない」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』が約2割となっています。



③学校や学級での困りごとや不安

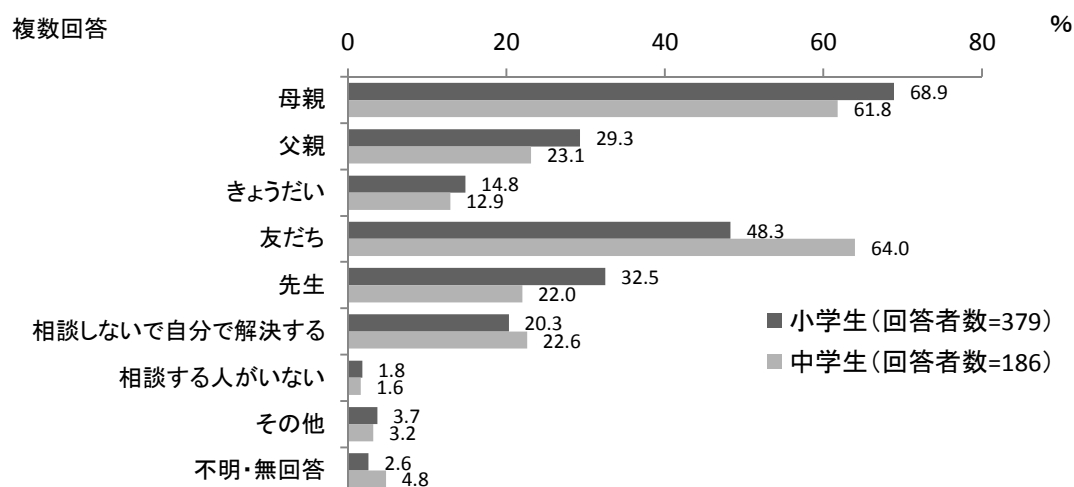
小学生では「特にない」が約7割となっています。

中学生では「特にない」が約5割と減少する一方、「勉強のこと」が約4割に増加しています。



④相談相手

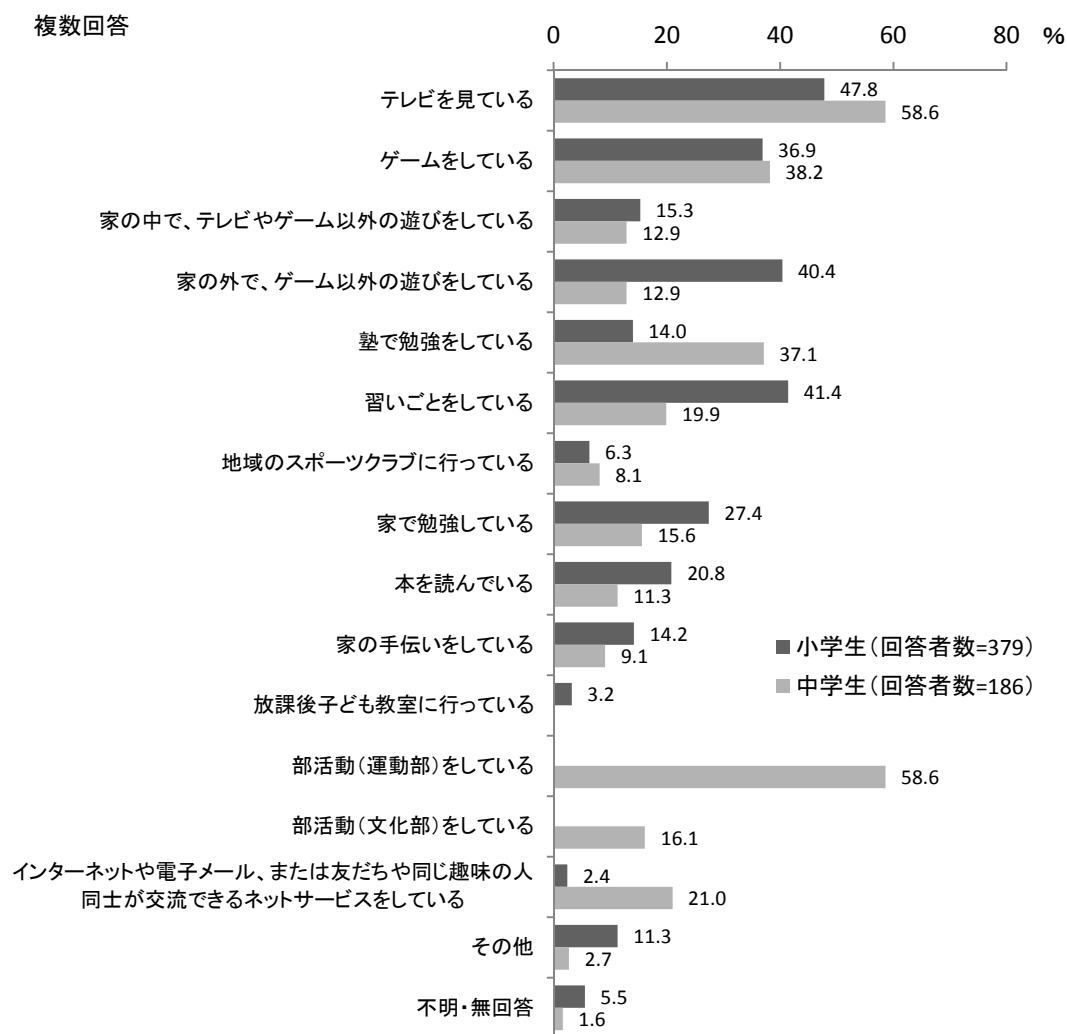
小学生では「母親」が約7割、中学生では「友だち」が6割半ばとそれぞれ割合が最も高くなっています。



⑤放課後の過ごし方

小学生では「テレビを見ている」「家の外で、ゲーム以外の遊びをしている」「習いごとをしている」がそれぞれ4割を超えています。

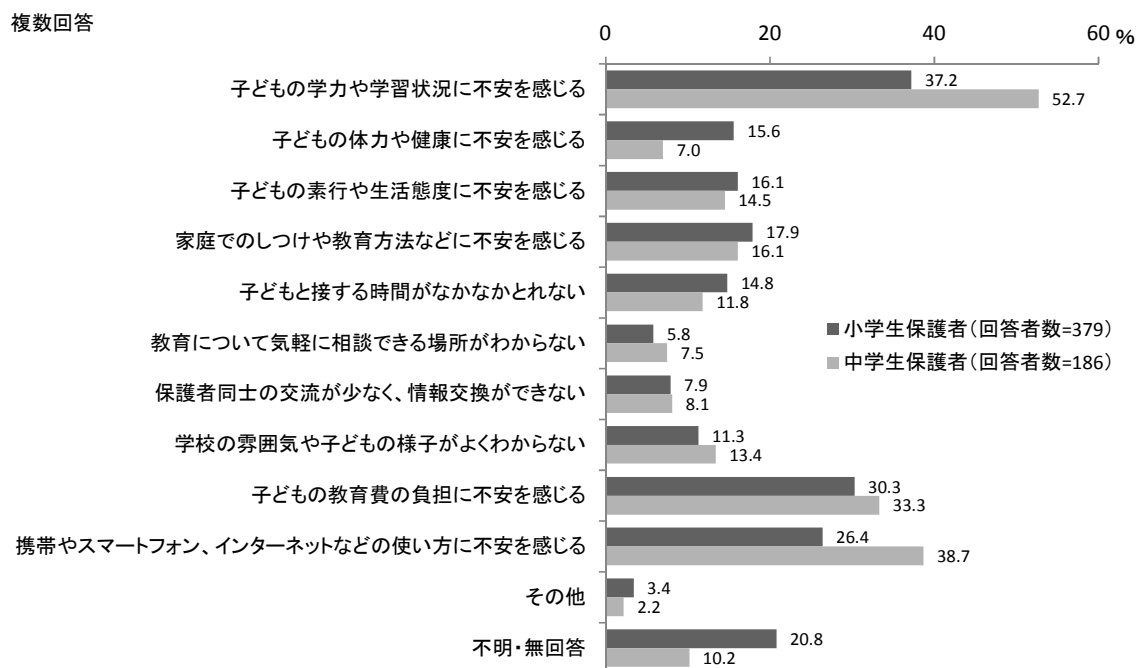
中学生では「テレビを見ている」「部活動（運動部）をしている」がそれぞれ約6割と割合が最も高くなっています。また、「インターネットや電子メール、または友だちや同じ趣味の人同士が交流できるネットサービスをしている」が2割を超えています。



⑥子供の教育について困っていること

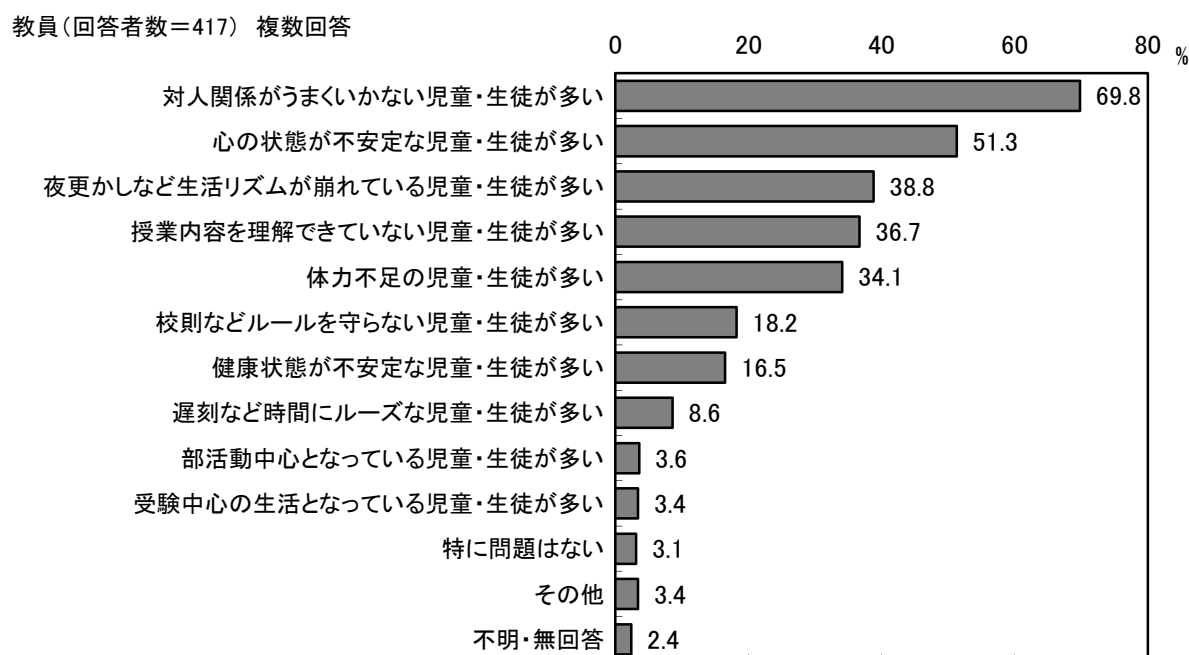
小学生保護者、中学生保護者ともに「子どもの学力や学習状況に不安を感じる」の割合が最も高くなっています。

また、中学生保護者では小学生保護者に比べて「子どもの体力や健康に不安を感じる」の割合が低い一方、「携帯やスマートフォン、インターネットなどの使い方に不安を感じる」の割合が高くなっています。



⑦児童生徒の生活に関して、課題と思うこと

教員が、児童生徒の生活に関して、課題と思うことについては、「対人関係がうまくいかない児童生徒が多い」が約7割と割合が最も高く、次いで「心の状態が不安定な児童生徒が多い」「夜更かしなど生活リズムが崩れている児童生徒が多い」となっています。

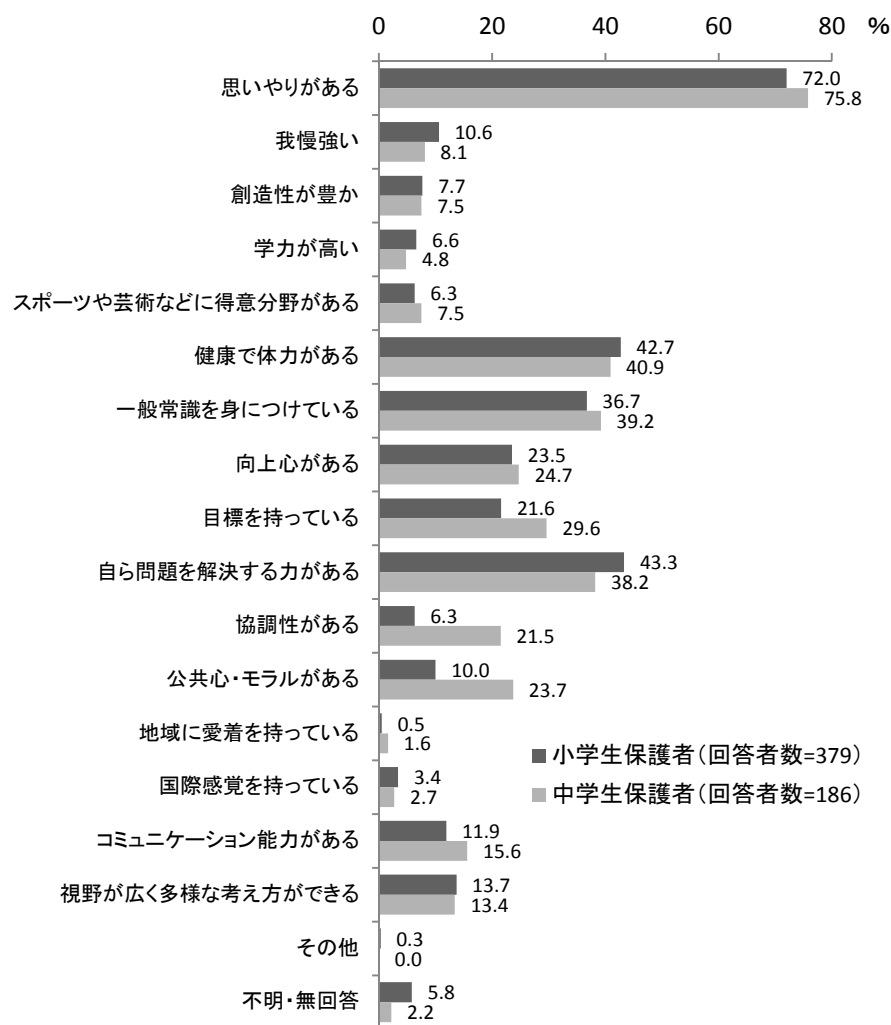


⑧子どもがどのように育ってほしいか

小学生保護者、中学生保護者ともに「思いやりがある」の割合がそれぞれ最も高く、次いで「健康で体力がある」「自ら問題を解決する力がある」「一般常識を身につけている」がそれぞれ4割前後となっています。

また、中学生保護者では小学生保護者に比べて「協調性がある」「公共心・モラルがある」の割合がそれぞれ高くなっています。

複数回答



⑨「学校教育」「家庭・地域」のどちらが中心に取り組むべきか

小学生保護者、中学生保護者、教員の3者間で、学校教育の役割、家庭・地域の役割についての認識に大きな隔たりは見られません。

単数回答 小学生保護者（回答者数＝379） 中学生保護者（回答者数＝186） 教員（回答者数＝417）（％）

		学校教育が中心	どちらかという と学校教育	どちらかという と家庭・地域	家庭・地域が 中心	不明・無回答
ア 教科の基礎的な学力	小学生保護者	71.8	24.5	1.3	0.0	2.4
	中学生保護者	74.7	19.9	2.2	0.0	3.2
	教員	64.5	31.7	1.4	0.2	2.2
イ 外国語を使ってコミュニケーションする力	小学生保護者	46.2	42.0	7.7	1.8	2.4
	中学生保護者	51.1	41.4	3.2	1.1	3.2
	教員	37.2	51.1	7.9	1.9	1.9
ウ 体力や運動能力	小学生保護者	19.5	53.6	20.1	3.7	3.2
	中学生保護者	24.7	59.7	10.2	2.2	3.2
	教員	11.3	66.7	16.8	1.7	3.6
エ 健康や安全を管理する力	小学生保護者	2.6	12.9	56.5	24.0	4.0
	中学生保護者	3.8	11.3	58.6	23.1	3.2
	教員	3.4	25.2	52.3	16.3	2.9
オ 音楽・美術など芸術面の能力や感性	小学生保護者	13.2	50.4	27.2	4.7	4.5
	中学生保護者	15.1	50.0	26.3	4.8	3.8
	教員	8.4	58.8	28.1	1.4	3.4
カ 自己を見つめ、将来について考える力	小学生保護者	5.5	27.7	48.5	13.7	4.5
	中学生保護者	6.5	33.9	43.5	12.9	3.2
	教員	5.5	54.0	32.4	4.8	3.4
キ ものごとを計画的に行う力や解決する力	小学生保護者	7.4	46.2	35.4	7.7	3.4
	中学生保護者	6.5	45.7	34.9	9.7	3.2
	教員	8.9	60.2	24.9	3.4	2.6
ク 新しいものごとを生み出す創造的な力	小学生保護者	9.5	48.8	30.6	6.9	4.2
	中学生保護者	6.5	50.5	33.9	5.4	3.8
	教員	8.6	65.2	19.9	2.6	3.6
ケ 自分の考えを表現する力	小学生保護者	17.4	54.9	18.2	6.1	3.4
	中学生保護者	15.6	49.5	22.6	8.1	4.3
	教員	24.5	63.3	9.6	0.2	2.4
コ 自ら学ぼうとする態度	小学生保護者	16.4	44.6	26.9	9.0	3.2
	中学生保護者	17.2	43.0	26.9	9.7	3.2
	教員	20.6	57.1	16.8	2.9	2.6
サ 善悪を判断する力	小学生保護者	3.4	14.0	55.7	23.7	3.2
	中学生保護者	2.7	10.2	54.3	28.5	4.3
	教員	2.4	17.0	53.5	24.2	2.9
シ 友だちと仲良くなるなど人間関係を築く力	小学生保護者	22.7	45.4	22.2	6.9	2.9
	中学生保護者	19.4	48.4	23.7	5.9	2.7
	教員	12.9	53.7	26.1	4.6	2.6
ス いじめ・差別をしない気持ちや態度	小学生保護者	18.5	40.1	28.0	10.0	3.4
	中学生保護者	14.5	43.0	27.4	12.4	2.7
	教員	10.3	42.7	34.3	9.6	3.1
セ ふるさとを愛する心	小学生保護者	3.2	11.3	51.5	31.1	2.9
	中学生保護者	1.6	11.3	51.1	32.3	3.8
	教員	2.6	22.5	52.3	20.1	2.4
ソ 多様な伝統や風習を理解・受容する心	小学生保護者	7.7	30.3	42.0	16.6	3.4
	中学生保護者	3.2	28.0	47.3	16.1	5.4
	教員	2.4	37.6	42.9	13.7	3.4
タ 基本的な生活習慣（歯磨き、整理整頓等）	小学生保護者	1.1	1.6	30.9	63.6	2.9
	中学生保護者	0.5	1.6	32.8	62.4	2.7
	教員	0.7	2.4	34.5	59.5	2.9
チ 言葉づかいなど礼儀作法	小学生保護者	2.1	4.5	42.5	47.8	3.2
	中学生保護者	1.1	6.5	46.8	43.0	2.7
	教員	1.0	12.2	45.8	38.1	2.9
ツ 食事のマナーや好き嫌いのない食事	小学生保護者	0.5	1.8	36.4	58.6	2.6
	中学生保護者	1.1	1.6	36.6	57.0	3.8
	教員	0.2	3.4	39.6	54.7	2.2
テ 携帯・インターネットを利用する際のモラル	小学生保護者	2.6	13.5	41.2	39.3	3.4
	中学生保護者	4.3	11.3	50.5	31.2	2.7
	教員	1.4	16.5	47.2	32.6	2.2
ト 社会生活に必要な常識や公共心	小学生保護者	2.9	22.2	46.7	25.3	2.9
	中学生保護者	5.9	23.1	48.4	19.4	3.2
	教員	3.1	24.7	43.4	26.1	2.6
ナ 社会や仕事に関する知識や考え	小学生保護者	4.5	37.2	38.8	16.4	3.2
	中学生保護者	10.2	40.3	37.1	9.7	2.7
	教員	6.2	53.2	28.8	9.4	2.4

⑩現在取り組んでいる教育施策の重要度

小学生保護者、中学生保護者で現在取り組んでいる教育施策の重要度についての認識に大きな隔たりは見られませんが、中学生保護者では小学生保護者に比べて〔ス、クラブ活動・部活動など課外活動〕が「重要」とする割合が高くなっています。

単数回答 小学生保護者（回答者数＝379） 中学生保護者（回答者数＝186）（％）

		重要	どちらかといえば重要	どちらとも言えない	どちらかといえば重要でない	重要でない	不明・無回答
ア 学校応援団など学校・家庭・地域連携	小学生保護者	31.9	42.0	18.2	2.1	0.5	5.3
	中学生保護者	22.0	44.6	25.8	1.6	0.5	5.4
イ ICT 活用教育の推進	小学生保護者	28.0	45.9	17.2	2.4	0.8	5.8
	中学生保護者	27.4	43.0	23.1	2.7	0.0	3.8
ウ 国際理解教育、英語(外国語)教育の充実	小学生保護者	50.4	37.7	6.3	0.5	0.3	4.7
	中学生保護者	51.6	31.2	11.3	1.6	0.0	4.3
エ 教育相談事業の充実	小学生保護者	25.9	46.4	21.6	0.8	0.3	5.0
	中学生保護者	25.8	49.5	18.3	1.1	0.0	5.4
オ 豊かな心を育む道徳教育・人権教育	小学生保護者	44.1	39.3	10.8	0.8	0.0	5.0
	中学生保護者	39.8	45.2	11.3	0.0	0.0	3.8
カ 不登校やいじめ問題の解消を図る取り組み	小学生保護者	70.2	23.0	2.9	0.0	0.0	4.0
	中学生保護者	62.9	27.4	5.4	0.5	0.0	3.8
キ 食育の充実	小学生保護者	35.4	47.8	11.6	0.5	0.3	4.5
	中学生保護者	32.3	46.8	15.1	2.2	0.0	3.8
ク 子どもたちの体力向上を図る取り組み	小学生保護者	43.3	45.6	6.3	0.0	0.0	4.7
	中学生保護者	35.5	51.6	7.0	1.1	0.0	4.8
ケ 地域の自然や歴史、文化の学習	小学生保護者	17.4	58.8	17.4	1.3	0.0	5.0
	中学生保護者	14.0	50.0	30.6	1.6	0.0	3.8
コ ボランティアや地域活動への参加	小学生保護者	17.7	49.9	25.6	2.1	0.0	4.7
	中学生保護者	15.6	56.5	21.5	1.1	0.0	5.4
サ 放課後子ども教室の充実	小学生保護者	17.2	35.9	37.7	3.7	0.8	4.7
	中学生保護者	10.8	38.2	39.2	8.1	0.0	3.8
シ 職業観などを養うための職業体験・社会見学	小学生保護者	40.9	42.7	9.5	1.3	0.8	4.7
	中学生保護者	37.6	45.7	11.8	0.5	0.0	4.3
ス クラブ活動・部活動など課外活動	小学生保護者	34.6	43.0	16.1	2.1	0.0	4.2
	中学生保護者	47.8	37.1	10.2	0.5	0.0	4.3
セ 小中連携教育・小中一貫教育	小学生保護者	21.4	41.2	27.2	4.2	1.3	4.7
	中学生保護者	19.9	40.3	30.6	4.3	0.0	4.8
ソ 幼稚園・保育園・小学校の連携	小学生保護者	18.2	35.4	32.2	8.2	1.6	4.5
	中学生保護者	14.5	35.5	37.6	7.0	0.0	5.4
タ 特別支援教育の充実	小学生保護者	36.4	40.1	15.8	1.8	0.3	5.5
	中学生保護者	30.1	46.8	18.3	0.0	0.0	4.8
チ 教育施設・設備の充実	小学生保護者	37.5	43.0	13.7	1.3	0.0	4.5
	中学生保護者	30.1	50.5	13.4	1.6	0.0	4.3

第4節 本市における教育の課題

本市の教育を取り巻く統計データ、アンケート結果等をふまえ、本市における教育の主な課題を次の9つの観点から整理します。

（１）学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進

急激に変化するグローバル社会の中で、たくましく生き抜く力を備えた子供の育成が急務となっている中、特に、新規採用教職員、臨時的任用教職員、各種支援員などの授業力、学級経営力などの指導力の向上を通して、確かな学力の向上と温かな人間関係の育成を図っています。

児童生徒へのアンケートでは、小学校から中学校にかけて、好きな教科の数や『好きである』とする割合が低下しています。また、授業が「よくわかる」とする割合も低下しています。

現状、教科学習については、ほぼ全国・埼玉県と同程度であるものの、全国・県を下回る教科も見られることから、今後は学力の維持・向上に向けて、一層の取組の推進を図る必要があります。また、学習意欲を高めるため、楽しく分かりやすい授業づくりに向けた取組が求められます。

アンケートでは、小学生保護者、中学生保護者ともに、現在行われている取組の中で「国際理解教育、英語（外国語）教育の充実」が重要と考える割合が高くなっています。

グローバル社会の中で積極的な役割を担えるよう、英語力やコミュニケーション力、情報活用能力をはじめとした様々な能力の涵養が求められます。

さらには、一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力や可能性を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善するために、就学支援委員会の充実をはじめ教育、医療、福祉等と連携しながら、適切な教育的支援の充実を図る必要があります。

（２）心身ともに健康で、豊かな人間性を育む教育の推進

児童生徒が健やかに学校生活を送りながら、他人を思いやる心や規範意識、コミュニケーション力などを身に付けていくことが重要です。

本市でも核家族化が進む中、世代間の交流を通じた学びや体験の機会が少なくなっています。地域の豊かな人材と連携しながら、児童生徒の体験学習、体験活動の充実を図る必要があります。

生活態度については全国・埼玉県と同程度の状況となっていますが、自発的な学習態度や他者を思いやる心の育成、より良い生活習慣の確立など、家庭の教育力向上に向けた連携・支援の一層の充実が必要です。

また、教育相談員をはじめ、さわやか相談員※、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、いじめ等対応支援員※などを活用しながら、児童生徒のいじめ、不登校問題の未然防止や早期対応に学校全体や家庭で取り組むことにより、いじめの発生件数や不登校児童生徒数は減少しています。

しかし、児童生徒のアンケートでは、小学生から中学生になるに伴い、困りごとや不安が多くなる傾向が見られ、教員のアンケートでも、対人関係や心の状態が不安定な児童生徒が多いと感じているという結果が出ています。

今後も、いじめ防止や不登校問題への対策の推進をはじめ、児童生徒一人一人に向き合った相談・指導の充実を図るとともに、道徳教育の推進に努める必要があります。

また、児童生徒がふじみ野市の未来を担う市民として、また新しい時代を積極的に切り開く国際人として育っていくよう、学校・家庭・地域が連携を深め、それぞれの立場から心と体の育成に向けた取組を推進する必要があります。

（３）安全・安心で笑顔あふれる学校づくりの充実

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、施設設備面からも様々な対策が必要です。

学校施設（校舎・体育館）については、耐震補強工事が終了し、老朽化した校舎なども計画的な改修を進めていますが、今後も安全・安心で快適な教育環境づくりを推進していくことが重要です。

アンケートでは、小学生保護者、中学生保護者ともに、現在行われている取組の中で「教育施設・設備の充実」が重要と考える割合が高くなっています。

また、防犯、防災、交通安全に向けて、児童生徒一人一人が主体的に行動できるよう、指導を推進することが求められます。

今後も、安全・安心で質の高い学校教育の実現に向けて、施設改修などの推進をはじめ、安全教育、防災教育の充実等、多様な取組の充実が求められます。

（４）質の高い学校教育を推進するための環境の充実

本市では、学校を核として、家庭、地域、関係機関が協働・連携し、組織的、計画的、総合的に児童生徒の育成に努めています。

また、地域や学校の実態に即して、小中学校間で連携し、児童生徒の交流活動や教職員の授業交流、合同研修の実施を通じて、学びと育ちの連続性を重視した教育の推進を図っています。

児童生徒や保護者に信頼される教職員の育成に向けて、教育の経験、職、校務分掌などに応じた研修会や、教育課題別に設定した研修会を適時開催し、教職員の資質向上を図っています。

教員へのアンケートでは、教員研修制度について、「教科・科目や特別支援教育に関する研修」や「生徒指導に関する研修」、「学級経営・学校経営に関する研修」が重要とする割合が高くなっています。

今後も、地域、学校間で連携しながら、質の高い学校教育を推進するための環境づくりを進めていくことが求められます。

（５）地域とともに子供を育む教育の推進

本市では、地域と協働し特色ある学校づくりのため、市内全小中学校に学校応援団が組織され、教育支援・安全確保・環境整備の分野で、学校・家庭・地域が連携、協力して取り組んでいます。また、授業や部活動に地域の指導者を招いたり、学校評議員※会議を定期的に行い、学校評議員により教育活動を点検・評価する場を設けたりするなど、地域と連携した教育活動や学校運営を目指しています。

また、子供たちが多様な体験を通して社会性・道徳性を身に付けるためには、学校・家庭・地域の連携による教育の推進が不可欠です。本市では９年間を見通し、家庭・地域・異校種間の連携による取組を進めるとともに、学校教育についての理解を深めてもらうため、学校だよりやホームページ、学校開放等を通じた積極的な情報発信に努めてきました。

アンケートでは、小学生保護者、中学生保護者ともに、善悪の判断、基本的な生活習慣やマナーなどについて、家庭や地域が中心となって取り組むべきとする割合が高くなっています。

今後は、学校教育に関する情報が家庭や地域に分かりやすく伝わるよう、学校公開、学校だより、ホームページなどを活用し、保護者や地域との信頼関係の一層の強化を図ることが求められます。

（６）温もりのある家庭・地域づくりの推進

本市は現在市民の平均年齢は若く、子供の数も減少していません。しかしながら、核家族化の進行や地域社会の関係性の希薄化など、様々な社会変容に伴い、全国的にも家庭の教育力が低下する傾向が指摘されるとともに、子育てに不安や悩みを持ちながら孤立化してしまう人も少なくありません。

また、日常の中で、携帯電話やメールを用いたコミュニケーションが普及し、家族間のコミュニケーションの減少や、携帯電話やメールの利用に伴うトラブルが増加する傾向も見られます。

保護者へのアンケートでは、特に中学生保護者で、携帯やスマートフォン、インターネットなどの使い方に不安を感じる割合が高くなっています。

また、教員へのアンケートでは、「心の状態が不安定な児童生徒が多い」「夜更かしなど生活リズムが崩れている児童生徒が多い」といった問題を指摘する割合が高くなっています。

今後は、家庭、PTA、学校応援団や地域と連携し、多様な学習活動や、児童生徒の安全確保などに向けた取組を推進していくことが一層求められます。

また、温もりのある家庭と地域づくりに向けて、多様で豊かな経験と知識を持つシニア世代をはじめとする地域の人材が、子育てや学校教育を支える仕組みづくりを推進していくことが求められます。

（７）夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進

近年、市民社会の成熟にともない、生涯にわたり自らの意思で学び、活動が続けられる環境へのニーズはますます増大するとともに、多様化しています。

本市では、いつでもどこでも誰でも積極的な学習参加ができるよう、学習メニューや活動の充実や活動場所の整備等を行ってきました。今日、様々な動機のもと、個人あるいはグループで生涯学習や生涯スポーツが行われるとともに、多様な分野にわたってニーズがあることが市民意識調査からもうかがえます。

そのため、本市では、生涯学習ガイドブックの発行、市ホームページへの情報掲載など、生涯学習情報の提供を進めるとともに、市民の学習活動への支援として、小中学校の学校施設開放や大学など高等教育機関との連携による講座の開催などを推進しています。

また、図書館・資料館は、「読み聞かせ講座」や学習会などを通じてボランティアを育成し、学んだことを学校教育や地域に還元できる体制づくりが進められるとともに、教員や大学生などの社会体験受入やチャレンジ事業※の受入先として、中学生の社会性を育む機会を提供するなど、重要な生涯学習推進の拠点として機能しています。

一方で、様々な理由から、学習や活動を行いたくてもできない人も少なくありません。また、初心者向けの講座から専門的なものまで多様な学習メニューの充実や、活動の場の充実、利用時間の拡大など、子供から高齢者まで、誰もがそれぞれの嗜好や状況に合った生涯学習を行えるよう施策を充実していくことが求められます。

また、今後は、市民の多様な学習・活動ニーズに応じた取組を進めるとともに、学んだ成果を還元できる仕組みの一層の充実が求められます。

（８）新しい学びの公共空間の活用促進

本市では、児童生徒の人数は平成 33 年度をピークに、若干の変動をしながらも中長期的には減少傾向となることが見込まれています。

そうした中、一人一人の目的に沿って、地域の人たちと交流しながら、生涯にわたって様々な学習活動を主体的に行える生涯学習社会の構築が目指されています。

今後、児童生徒の減少に伴い生じる余裕教室等については、学校教育に活用するのみならず「新しい学びの公共空間」であるとの認識に立ち、地域住民の交流や学びなど多様な活動に積極的に活用していくことが求められます。

（９）持続可能な開発のための教育（ESD※）の推進

グローバル化が進む今日において、環境破壊や大規模災害など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな視点を持ち、持続可能な社会を創造していこうとする人材の育成が求められています。

アンケートでは、小学生保護者、中学生保護者ともに、「自ら問題を解決する力がある」子供に育ってほしいとする割合が高くなっています。

また、経済環境の急激な変化等にもとまいない、学習の継続が困難となるケースが全国的に増加しています。

全ての子供たちが安心して学び、育つことのできるよう、学びのセーフティネットを構築するとともに持続可能な社会の構築という見地から、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進することが重要です。

第3章 本市がめざす教育の姿

第1節 基本理念

1 教育を取り巻く現状（少子高齢化社会、核家族化、人口流出等の課題）

現在、わが国の地域社会の課題は、「少子高齢化社会」「核家族化」「人口流出」等あり、さらにそれらが深刻化すれば、人々を結ぶ絆が失われ、地域コミュニティの崩壊が懸念されます。

本市の子供たちの豊かな心とたくましく生きる力は、人々が「あったかな絆」で結ばれた地域の中でこそ育まれるものと確信しています。

本市は、現在子育て世代の転入が増加し、子育てを通して、家族が結びつき、さらに、子供を真ん中にしてその絆が、地域そして市全体へと広がりつつあり、「子育てするならふじみ野市へ」というキャッチフレーズが実現されようとしています。現在、市内の小中学校や地域の様子から、いかに子供たちの存在が、学校をそして地域をより活性化させているかという事実に改めて気付かされます。

子供たちを中心に生まれるこの結びつきを、教育全体に広げていくことが教育委員会の責務です。

2 共に学び、共に育つ「共育」を中心に市民全体が一つの家族

あったかな絆を教育全体に広げていくことは、「自立」「協働」「創造」を柱とした生涯学習を、市民一人一人が、互いの絆を強めながら推進していくことです。子供から大人まで、互いの絆を強めながら進める生涯学習とは、一方向の教育ではなく、子供と大人が共に学びあい、その学びの成果が次の学びへとつながる好循環を生む「共育」です。

この「共育」が目指す好循環の具体的な姿を次の3点に示します。

- (1) 家庭、学校、地域が連携・協働して子供を育てていくことにより、互いの絆がさらに深まり、この連携・協働の絆によって育てられた子供は、成長した後、経験を生かして再び地域に戻り地域の子育てに参画していきます。
- (2) 子供を中心にすえた学びあいの輪は、子供と大人、子供同士、さらには、大人同士の絆をも深めていきます。
- (3) 「教えることは学ぶこと」と言われるように、連携・協働して子供を教え育てていくことに関わった大人自身も子供から多くのものを得て育っていきます。

本市は、このような学びの好循環を生む地域の拠点としては、市内小中学校こそふさわしいと考えています。

3 市民と学校は「共育」のパートナー

(1) 学校は地域の学びの好循環を生み出す拠点「仮称 地域協働学校※1」

「共育」を通して学びの好循環を生み出すにあたり、学校、保護者、地域の人々は、協働して子供を育てていくパートナーです。

本市の小中学校では、保護者や地域の人々をパートナーとして「市民と共に創る学校」(仮称 地域協働学校)への転換を図ろうとしています。そのためには、学びの範囲を地域コミュニティまで拡大し、学校を地域の「新たな学びの公共空間」として、子供も大人も、学校がそれぞれの学びの場となるよう、そして、それぞれの学びが好循環を生み出す「共育」の拠点としていくことが大切です。

(2) 学校、社会教育施設は地域の新たな学びの公共空間

「市民と共に創る学校」(仮称 地域協働学校)は、地域の教育力を取り入れると共に、学校の教育力を積極的に地域の子育てに活用し、地域全体で取り組む「共育」を推進していくことができる学校です。「市民と共に創る学校」(仮称 地域協働学校)は、地域にある公民館、図書館等の社会教育施設に加え「地域の新たな学びの公共空間」として、それぞれの特性を生かしながら相互に活用を図り、地域全体で生涯学習社会の実現に取り組んでいきます。

4 「地域の子供は地域で育てる」ことが持続可能な社会を創る

近年、家庭の経済状態による教育格差が生じないようにと、国や多くの自治体が就学支援の充実等、より一層のセーフティネットづくりに取り組んでいます。しかし、一部の子供を救済することに止まっていたのでは、問題の根本的解決にはなりません。より広い視野から持続可能な社会づくりを社会全体で目指すことが重要です。持続可能な社会とは、そこに生活する人々が共生、協働、共助を根本に、「あったかな絆」で結ばれた社会であり、地域づくりは持続可能な社会を目指すその第一歩です。

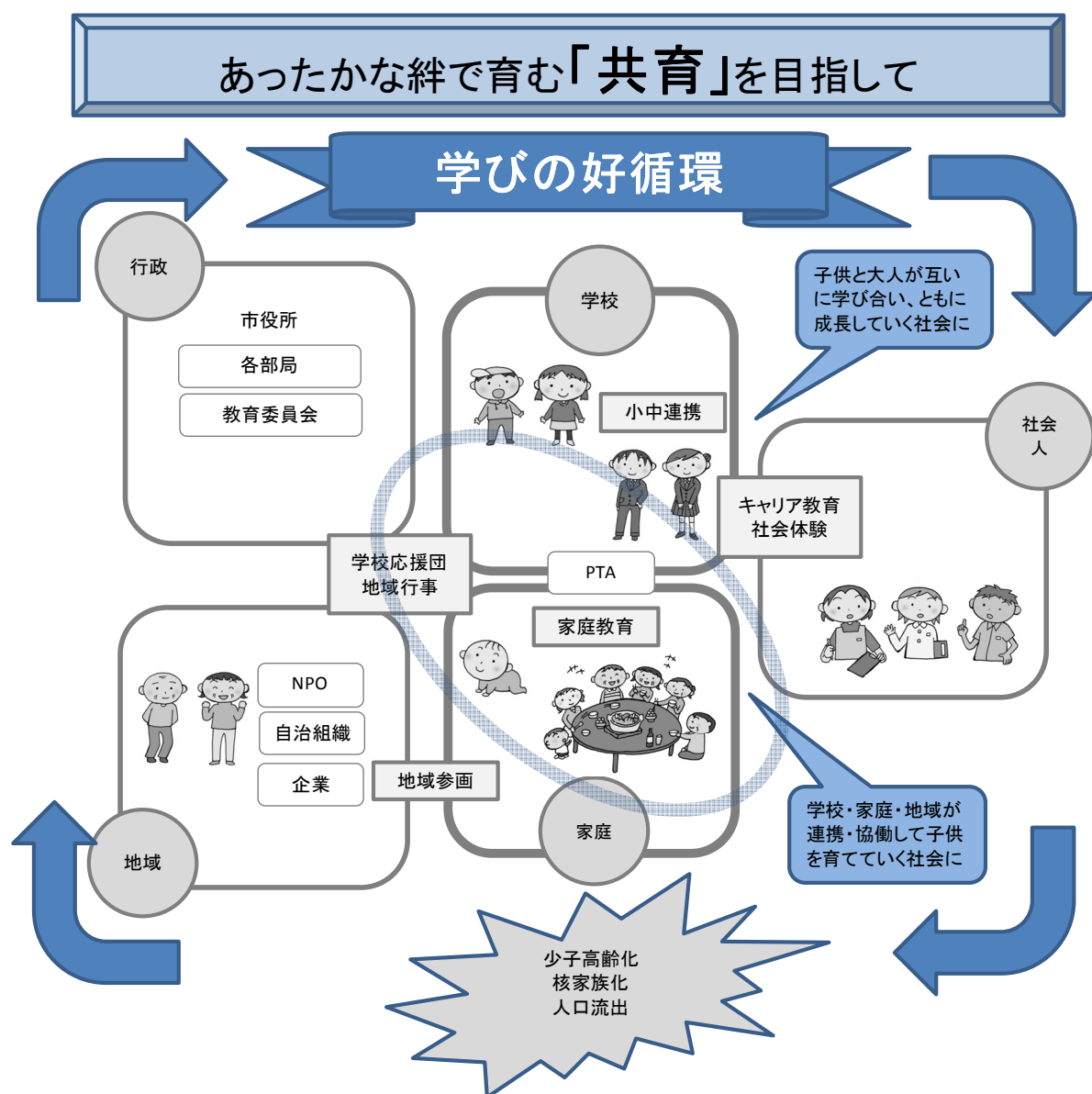
今後、本市は、経済的に困難な家庭へのセーフティネットをさらに強化しながら、「地域の子供は地域で育てる」という地域の全ての子供を対象にした「共育」を推進することにより、次代の「あったかな絆」で結ばれた持続可能な社会の担い手の育成を目指していきます。

※1 地域協働学校とは、家庭、地域の代表者で組織する「地域学校運営協議会」がパートナーとして、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校と協働して地域の子供を育てていく学校。

本市が目指す教育の姿についてまとめた前記を踏まえ、本市教育の振興に向けて、次の言葉を基本理念として推進を図ります。

基本理念

あったかな絆で育む「共育」を目指して



第2節 子供たちの未来の姿

郷土と温かく強い絆で結ばれたふじみ野市の子供たちが、これからの変化の激しい社会の中で、自分の力で道を切り開き、よりよい社会作りに貢献できる人間となることを願い、次のとおり、子供たちの未来の姿と目指す4つの力を設定しました。

ふじみ野市の子供たちの未来の姿

温かで強い絆で結ばれた郷土
ふじみ野を背負って立つ人間

先を見通すことの難しい時代において、生涯を通じて学び、考え続け、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、よりよい社会作りに貢献できる人間



『目指す4つの力』

- 1 自分を知り、さらに伸びていこうとする力
- 2 困難な状況に主体的に立ち向かう力と健康な体
- 3 自ら課題を見つけ、よりよく解決するための確かな学力
- 4 自分も認め、他者も認める温かで多様な人間関係を築いていく力

第3節 基本方針

本市教育の基本理念と、子供たちの未来の姿の実現に向けて、次の3つの基本方針に沿って施策の展開を図ります。

基本方針1 確かな学力と自立する力の育成

学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進に向けて、わかる授業や、自ら学ぶ力の育成をはじめ、英語力やコミュニケーション力、情報活用能力をはじめとした様々な能力の涵養と、一人一人の多様なニーズに応じたきめ細かい指導に向けて、特別支援教育の充実を図ります。

また、心身ともに健康で、豊かな人間性を育む教育の推進に向けて、体験活動等を通じた、他人を思いやる心や規範意識、コミュニケーション力などの育成や、いじめ防止や不登校問題への対策をはじめ、一人一人に向き合った相談・指導の充実と、道德教育、人権教育の推進に努めます。そして、体力向上に向けた取組や食育、環境教育、読書活動など、様々な取組を推進します。

そして、安全、安心で笑顔あふれる学校づくりの充実に向けて、施設改修など安全・安心な教育環境づくりや、防犯、防災、交通安全に向けた指導の推進とともに、地域との協力・連携強化を図ります。

さらには、質の高い学校教育を推進するための環境の充実に向けて、学校間連携等を通じた学びの連続性を重視した教育の推進を図るとともに、効果的・効率的な学校運営の推進を図ります。また、各種研修等を通じた教職員の資質・指導力の向上と、教職員が各自の能力・技能を十分に発揮できるよう、適正な人事管理制度の実施を図ります。

上記の取組を通じて、次代を担う総合的な人間力を持った子供たちの育成を図ります。

*県の施策：◆一人一人を確実に伸ばす教育の推進 ◆確かな学力の育成、

◆伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進 ◆時代の変化に対応する教育の推進

◆幼児教育の推進 ◆特別支援教育の推進 を含む。

基本方針2 絆を深め、地域社会との協働による「共育」の推進

地域とともに子供を育む教育の推進に向けて、家庭・地域の教育力を生かす教育の充実を図るとともに、地域の大学生によるサポーター制度の活用を図ります。また、子供から高齢者までが集う多世代交流の場として、学校施設の有効活用・複合化の推進を図ります。

また、温もりのある家庭・地域づくりの推進に向けて、家庭、PTA、学校応援団や地域と連携した教育の推進を強化するとともに、PTA等、地域の様々な団体活動への支援を図ります。また、放課後を活用した学習支援や家庭教育への支援の充実を図ります。

上記の取組を通じて、絆を深め、地域社会との協働による「共育」の推進を図ります。

*県の施策：◆伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進 ◆キャリア教育・職業教育の推進

◆幼児教育の推進 を含む。

基本方針3 人と地域を育む生涯学習・生涯スポーツの推進 (市長部局との連携推進)

夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進に向けて市長部局と連携し、市民の生涯学習・生涯スポーツ活動への支援を行うとともに、地域課題の解消に向けた学習や、地域理解に向けた学習への支援を行います。

また、学びの成果を還元する仕組みの充実や、学びを支える環境の整備を推進します。
上記の取組を通じて、人と地域を育む生涯学習・生涯スポーツの推進を図ります。

*県の施策：◆一人一人を確実に伸ばす教育の推進 ◆キャリア教育・職業教育の推進
◆特別支援教育の推進 を含む。

第4節 施策体系

基本理念	基本方針	施策	施策の展開
あ っ た か な 絆 で 育 む 「 共 育 」 を 目 指 し て	基本方針1 確かな学力と自立する力の育成	1 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進	①わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を育む教育の推進 ②国際社会に生きる能力の育成 ③情報活用能力の育成 ④特別支援教育の充実
		2 心身ともに健康で、豊かな人間性を育む教育の推進	①学校教育における人権教育の推進 ②道徳教育の充実 ③進路指導・キャリア教育の充実 ④子供と向き合い育む教育の充実 ⑤体験学習、体験活動の充実 ⑥生徒指導体制の充実 ⑦教育相談体制の充実 ⑧体力向上、学校保健の充実 ⑨食育の推進 ⑩学校給食センター施設の整備・充実 ⑪読書活動の充実 ⑫芸術文化等に親しむ活動の充実 ⑬ボランティア・福祉教育の充実 ⑭格差是正のためのセーフティネットの充実
			①安全教育、防災教育の推進 ②学校施設等の整備・充実 ③環境教育の充実 ④学校・家庭・地域連携の充実
			①学びの連続性を重視した教育の推進 ②効果的・効率的な学校運営の推進 ③教職員の資質・指導力の向上 ④質の高い教育実践を支える環境整備 ⑤教職員の人事管理制度の充実
	基本方針2 絆を深め、地域社会との協働による「共育」の推進	5 地域とともに子供を育む教育の推進	①家庭・地域の教育力を生かす教育の充実 ②大学生によるサポーター制度の活用推進 ③地域との連携を強化した教育の推進（仮称 地域協働学校） ④学校施設の有効活用・複合化の推進及び小中学校の施設活用（新しい学びの公共空間の活用促進）
		6 温もりのある家庭・地域づくりの推進	①家庭力向上のための支援 ②家庭教育事業の推進 ③放課後を活用した学習支援 ④PTA 連合会への協力
	基本方針3 人と地域を育む生涯学習・生涯スポーツの推進（市長部局との連携推進）	7 夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進	①市民の生涯学習・社会教育活動の支援 ②地域課題の解消に向けた学習の支援 ③地域の歴史文化の継承と文化振興の促進 ④学びの成果を還元する仕組みの充実 ⑤市民の学びを支える環境整備 ⑥生涯スポーツの推進 ⑦社会教育における人権教育の推進 ⑧社会教育における平和事業の推進

第2編 各論

基本方針 1 確かな学力と自立する力の育成

施策 1 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進

現状と課題

- ・少子化、情報化、国際化など、変化の激しい社会において、子供たちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生きていくためには、これまでに増して知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成が必要です。
- ・埼玉県学習状況調査の結果では、本市の児童生徒の学力は県平均をほぼ上回っていますが、全国学力・学習状況調査では、基礎・基本の活用や学ぶ意欲の面で課題が見られます。今後も、基礎・基本をさらに徹底するとともに、自ら主体的・計画的に学ぶ態度や、思考力や判断力、表現力などを身に付けることにより、さらなる学力の向上に取り組む必要があります。
- ・各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることで、学校のさらなる教育力向上を目指す必要があります。
- ・国際社会に生きる子供たちにとって、多文化共生の意識やコミュニケーション力の向上が一層重要となっています。
- ・すべての児童生徒が学習しやすい環境を目指し、ユニバーサルデザイン※の考え方を生かした教育を推進するため、教員がさらに専門的な知識の習得に努め、個に応じた指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

取り組み

- ・学習指導要領の確実な実施に努め、児童生徒に基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力やその他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成します。
- ・埼玉県及び全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫改善サイクルを確立し、きめ細かな個に応じた指導の充実を図るとともに、国際化・情報化など社会の変化に主体的に対応できる児童生徒を育みます。
- ・児童生徒の学習状況を把握し、各学校の教育課題の解決に向けた取組を支援します。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して理解を深め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援ができる体制を整えます。
- ・国際交流が進展する中、帰国・外国人児童生徒の学びへの支援を充実させるとともに、多文化共生の理解を深める教育を推進します。

施策の展開

①わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を育む教育の推進

- ・基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指した学習の推進と、学習習慣の定着を図ります。また、少人数指導支援員等と連携したきめ細やかな指導を推進します。
- ・学力・学習状況調査の結果分析等を通じて児童生徒の実態を把握し、個に応じた指導の充実を図ります。
- ・言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育成し、自ら学ぶ教育の推進を図ります。
- ・問題解決的な学習やアクティブ・ラーニング※の導入などを通じて、生涯にわたる学びの基盤を育む学習の充実を図ります。
- ・家庭との連携を深め、学習習慣や生活習慣の確立に努めます。

②国際社会に生きる能力の育成

- ・国際社会で活躍できる子供の育成に向けて、多文化共生の意識や国際的な視野の育成を図ります。
- ・ふじみ野市外国語活動推進委員会による授業研究会の実施や、日本語適応指導員の配置・活動など、外国人児童生徒の学びへの支援を行います。
- ・伝統と文化を尊重する教育を推進します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた、多文化共生の理解を深める教育を推進します。
- ・帰国・外国人児童生徒などへの日本語適応指導教育を充実します。
- ・ふじみの国際交流センターとの連携を推進します。
- ・A L T※（Assistant Language Teacher）の配置、活用等を通じて、小学校外国語活動及び中学校英語授業の充実を図ります。
- ・ふじみ野市外国語活動推進委員会を中心に 2020 年に向けた英語教育改革 3 ヶ年計画を推進します。
- ・小中学校の「なめらかな接続」のための教員の A L T 活用指導法研修会・授業研究会を充実します。
- ・中学校区小中連携における 7 年間一貫の英語力向上のための学習到達目標「Can-Do リスト」作成と外国語教育を充実します。
- ・ふじみ野寺子屋事業※におけるコミュニケーション能力育成講座を充実します。
- ・小、中、高連携における授業交流・指導法研究を推進します。

③情報活用能力の育成

- ・タブレット端末の全校導入をはじめとしたＩＣＴ環境の整備を推進します。
- ・情報教育推進委員会を中心に、ＩＣＴを活用した授業、教材開発、指導法の研究を推進します。
- ・小中学校における情報モラル教育を充実します。
- ・全小中学校における警察、民間団体等と連携したネット安全教室を実施します。
- ・学校図書館とコンピュータ室を隣接させた学校図書館の情報学習センター化を推進します。

④特別支援教育の充実

- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の実現に向けて、特別支援教育を推進します。
- ・特別支援学級や通級指導教室の充実を図り、一人一人の多様なニーズに応じたきめ細かい教育の充実を図ります。
- ・障害のある子供が必要な教育・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意し、インクルーシブ教育※システムの構築に向けた体制の整備を行います。
- ・就学支援委員会や関係諸機関、各学校と連携し、適切な就学支援を行います。
- ・ユニバーサルデザインの手法を活用した教育環境の整備、教育の実践を推進します。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
教育支援事業	○少人数指導支援員の配置 ○中学校教科補充講師の配置 ○特別支援学級介助員の配置 ○日本語適応指導員の派遣 ○ふじみ野寺子屋事業の実施 ○小中学校音楽鑑賞教室の実施 ○社会科副読本作成事業 ○研究委嘱補助金事業 ○教育用及び校務用コンピュータの整備	【学校教育課】
国際化・情報化教育推進事業	○ＡＬＴ（小学校外国語活動助手及び中学校英語指導助手）の派遣 ○教育用及び校務用コンピュータの整備	【学校教育課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
少人数指導支援員の配置	13 人	19 人

施策2

心身ともに健康で、豊かな人間性を育む教育の推進

現状と課題

- ・人間としての生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。特に、道徳的実践力を身に付けるため、道徳的価値の自覚及びそれに基づいた人間としての生き方について、学び合い、深め合うことが重要です。
- ・本市でも核家族化が進む中、世代間の交流を通じた学びや体験の機会が少なくなっており、豊かな心を育むためには、児童生徒の発達段階に応じた様々な体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が求められています。
- ・学校・家庭全体では、様々な偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、迅速に問題を把握し、解決に向けた取組を進め、いじめの発生件数や不登校児童生徒数は減少しています。
- ・学校教育の場において、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育を推進しており、今後も人権教育を通じて、人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいく必要があります。
- ・将来、社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒の発達の段階に応じて、勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要があります。
- ・読書活動は、知識を深め、心を豊かにし、よりよく生きるための力になる大切な取組であることから、今後も、読書活動を一層推進していくことが必要です。
- ・各学校では、体育の授業の他、休み時間等の運動等を工夫して、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。
- ・学校は学校保健委員会を中心に、児童生徒の健康づくりに取り組んでいますが、児童生徒の心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成していく必要があります。

取り組み

- ・児童生徒が、社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、また社会的な規範意識を持ち、他人を思いやることのできるよう豊かな心や感動する心の育成に努めます。
- ・豊かな体験を通して、内面に根ざした道徳性の育成を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、積極的な生徒指導を推進します。
- ・学校教育における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。
- ・学校における読書活動を推進します。
- ・児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組みます。

施策の展開

①学校教育における人権教育の推進

- ・「人権感覚プログラム」を活用した授業の充実を図ります。
- ・人権教育に関する指導法研修会を実施します。
- ・人権実践報告会、埼玉県人権教育研究集会、人権フェスティバル等の人権啓発の研修会へ積極的に参加します。
- ・管理職を対象とする人権教育研修を実施します。

②道徳教育の充実

- ・よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、各学年の系統性を明確にした「特別な教科 道徳」の充実を図ります。
- ・「特別な教科 道徳」の授業を通して、一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価の充実を図ります。
- ・道徳を要とした全教育活動において命を大切にす指導の充実を図ります。
- ・埼玉県道徳研究推進モデル校における授業研究会を実施し、その成果を市内の各学校に広めます。
- ・各中学校区の小中連携協議会における道徳授業の共同研究を行います。

③進路指導・キャリア教育の充実

- ・自分らしい生き方を実現するための進路探究学習、ふれあい講演会*及び社会体験チャレンジの充実やキャリアコーディネーター*の活用等を通じて、進路指導体制の充実を図ります。
- ・中学校における企業や施設などにおける職場体験活動を充実します。
- ・地域と連携したものづくり教育を推進します。
- ・小中学校における組織的・系統的なキャリア教育を充実します。
- ・中学校の教員の埼玉県進路指導スキルアップ講座を推進します。

④子供と向き合い育む教育の充実

- ・子供たち一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導の充実を図るため、少人数指導や補充学習を実施します。
- ・子供たちの抱える悩みや不安に応じる相談体制を充実させるために、さわやか相談員やスクールカウンセラー、教育相談室相談員を配置します。
- ・いじめや不登校の未然防止や解消に向けて、いじめ等対応支援員、生徒指導支援員、スクールソーシャルワーカーを配置します。
- ・校務の電子化や教育課程の工夫改善により、子供たちとふれあう時間を確保し、良好な人間関係を築き、子供たちとの信頼関係を深めます。

⑤体験学習、体験活動の充実

- ・みどりの学校ファームによる自然体験の充実を図ります。
- ・「埼玉の子ども 70 万人体験活動」による地域連携を通じた様々な体験活動を実施します。
- ・総合的な学習において各校の特色を生かした体験活動を実施します。
- ・林間学校、宿泊学習、校外学習における体験活動の充実を図ります。

⑥生徒指導体制の充実

- ・いじめ防止に向けて、ふじみ野市いじめ防止条例の普及と関連施策の推進を図ります。
- ・いじめ・問題行動に対する指導、支援に向けて生徒指導支援員、いじめ等対応支援員の配置や、不登校防止対策の推進に向けてスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）、さわやか相談員、適応指導教室※の活用を推進します。
- ・生徒指導体制の充実に向けて、学校が一体となり対応する校内支援体制の構築とともに、学校、家庭、地域と関係機関との連携強化を図ります。
- ・校内生徒指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する児童生徒理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応する指導体制を充実します。
- ・児童生徒一人一人が活力に満ちあふれ、生きがい感・成就感・存在感を得られる場や機会（自己決定の場）を設定し、児童生徒の自己指導能力の育成に向けた教育活動を推進します。
- ・道徳教育の充実と体験活動の推進を図ります。
- ・ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会、ふじみ野市いじめ問題対策委員会、各学校いじめ問題対策委員会と連携した組織的ないじめ対策を推進します。
- ・小中学校における非行・問題行動の防止のための「いじめ・非行防止ネットワーク」「いじめ・非行対応支援チーム」を活用します。

⑦教育相談体制の充実

- ・様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対するきめ細かな対応に向けて、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）、さわやか相談員との連携を図りながら、教育相談体制の充実を図ります。
- ・学校、市教育委員会、教育相談室、関係各課及び関係機関との連携強化を通じて、教育相談・就学相談の充実を図ります。
- ・不登校児童生徒の学校復帰への支援に向けて、適応指導教室の活用を促進します。

⑧体力向上、学校保健の充実

- ・体力向上推進委員会の充実を図ります。
- ・新体力テストの分析を行い、体力向上の取組に生かします。
- ・スポーツエキスパート事業※、地域指導協力者を活用した中学校部活動の充実を図ります。
- ・全小中学校における薬物乱用防止教室を実施します。

⑨食育の推進

- ・食物アレルギーを有する児童生徒に対し、「学校における食物アレルギー対応申請書」に基づき、アレルギー個別対応プランの作成を行い、食物アレルギーへの対応を徹底し、保護者には、献立表等の情報提供を行います。
- ・児童生徒の心身の健全な発達に資するため、食育に関する「学校訪問」、「食育校内放送」、「ふじみん給食レター」などの実施や地場産物及び郷土食を積極的に活用し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、引き続き献立等の工夫、改善に努めます。
- ・平成 28 年度からは、食物アレルギーを有する児童生徒の一部に対して、アレルゲン除去食の提供を実施し、状況を見ながら除去食の対象範囲の拡大や代替食の導入に向けて検討していきます。

⑩学校給食センター施設の整備・充実

- ・学校給食の衛生管理の徹底を図るため、学校給食センターの施設や調理機器等の整備に努め、給食業務の事故防止を図り、安全・安心な学校給食を提供します。
- ・なの花学校給食センターが平成 28 年 4 月から P F I *方式により維持管理・運営業務を開始することから、適正な学校給食業務が図れるよう努めます。
- ・あおぞら学校給食センターは、平成 17 年 9 月から稼働のため、老朽化による計画的な修繕等を実施し、適正な管理に努めます。また、将来的な視野にたった運営方法等も検討します。

⑪読書活動の充実

- ・学校及び家庭での読書活動の充実及び子ども司書制度などの実施に向けた検討を行い、家庭・学校における読書活動の推進を図ります。
- ・学校図書館の整備・充実を図ります。

⑫芸術文化等に親しむ活動の充実

- ・小中学校音楽鑑賞教室を実施し、音楽に親しむ機会を増やします。
- ・近隣の音楽大学の学生によるコンサート、お囃子や太鼓等地域の伝統芸能の体験活動を充実させます。

⑬ボランティア・福祉教育の充実

- ・清掃、奉仕活動、社会貢献活動など、児童会、生徒会活動の充実を図ります。
- ・手話、点字、車イス、アイマスク体験などを通じて、福祉体験学習の充実を図ります。
- ・福祉施設の見学、障害者との交流を積極的に行い、福祉教育の充実を目指します。

⑭格差是正のためのセーフティネットの充実

- ・高校生や大学生に奨学金、その保護者に入学準備金の貸付を行い、経済格差を是正し、教育を受ける機会均等の実現に寄与します。
- ・経済的理由により、就学が困難な家庭の保護者に対して、就学援助事業を実施します。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため就学奨励事業を実施します。
- ・家庭の悩みを抱える児童生徒に対して、学校と家庭及び関係機関を結ぶスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣し、きめ細やかな支援に努めます。
- ・経済的理由や家庭環境により、子供たちの学びの機会に差が生じないように、学校での補習や個別指導の充実に努めます。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
教育支援事業	○ふれあい講演会事業 ○中学生社会体験チャレンジ事業 ○人権教育研修会の実施 ○食物アレルギー対応（エピペン）研修会の実施 ○小中学校音楽鑑賞教室の実施	【学校教育課】
教育相談事業	○いじめ等対応支援員の配置 ○生徒指導支援員の配置 ○さわやか相談員の配置 ○常任相談員の配置 ○適応指導員の配置	【学校教育課】
学校・家庭・地域連携事業	○学校・家庭・地域連携補助金事業 ○地域協力者とスポーツエキスパート事業 ○学校応援団推進事業	【学校教育課】
健康管理事業	○日本スポーツ振興センター掛金制度	【学校教育課】
学校給食管理運営事業 なの花学校給食センター運営事業 あおぞら学校給食センター運営事業	○衛生講習会 ○学校給食用物資購入 ○食育学校訪問、食育校内放送、ふじみん給食レターの掲示、献立表の作成・配布 ○食物アレルギー除去食の献立表の作成・配布及び提供 ○学校給食センター施設修繕等	【学校給食課】
奨学金、入学準備金貸付事業 就学援助・奨励事業	○奨学金、入学準備金貸付 ○就学援助、特別支援教育就学奨励	【総務課】 【学校教育課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値(平成 31 年度)
不登校児童生徒数の減少	75 人	35 人
学校の満足度（学校が好き）	80%	95%

施策3

安全、安心で笑顔あふれる学校づくりの充実

現状と課題

- 各学校では、様々な機会を通して、児童生徒の防災教育を進めてきましたが、災害の状況に応じ、的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるように指導することが求められています。
- 東日本大震災以来、学校における危機管理体制の見直しが強く求められています。併せて、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。
- 小学校への不審者の侵入による児童への被害を防ぐために、スクールガードリーダー※を配置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として学校応援団による通学路巡回パトロールを実施しています。また、防災行政無線による定時チャイム直後に呼びかけ放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めています。
- 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる学校環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との連携が求められています。
- 本市では、校舎、体育館などの学校施設については、耐震補強工事が終了し、老朽化した校舎なども計画的な改修を進めています。

取り組み

- 児童生徒に基礎的な危機回避能力を身に付けさせるため、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。
- 発達の段階に応じた指導を徹底することにより、安全行動を実践できる児童生徒を育成します。
- 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。
- 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- 計画的な施設整備により、安全で快適な学校環境づくりを推進します。

施策の展開

①安全教育、防災教育の推進

- ・小学校における交通安全教室、中学校におけるスケアードストレート技法※による交通安全教室の実施など、交通安全教育の充実を図ります。
- ・防犯教室や避難訓練など、各学校における安全教育体制の強化を図ります。
- ・通学路点検の実施、安全マップの活用など、登下校の児童生徒の安全確保を行うとともに、学校応援団と連携し、地域ぐるみの安全確保への取組を推進します。
- ・防災教育の推進に向けて、ふじみ野市総合防災訓練への参加を推進します。
- ・各学校の危機管理マニュアルの教職員への周知と実践的訓練を推進します。
- ・警察、民間団体等と連携した交通安全・防犯教室を充実します。
- ・学校応援団の活動の充実を図る安全確保、環境整備を推進します。
- ・児童生徒の登下校における安全指導の充実を図ります。

②学校施設等の整備・充実

- ・安全・安心、快適な教育環境を確保するため、老朽化した校舎等の大規模改造工事を計画的に実施します。
- ・設計に当たっては、学校が「地域の新たな学びの公共空間」となり得るよう配慮していきます。

③環境教育の充実

- ・花いっぱい運動等の環境整備を実施して、季節感のある彩りあふれる学校づくりを通して、常に活性化に努めます。
- ・みどりの学校ファームを全学校で実施し、農作物を育てることを通して、食育とともに、生命を大切にする子供を育成します。

④学校・家庭・地域連携の充実

- ・保護者及び地域の方の協力を得て組織している学校応援団による登下校の見守りを行い、地域ぐるみで安全・安心な環境を確保します。
- ・小学校には、地域の方による見守りの中心となるスクールガードリーダーを配置して、登下校を中心に見守りを強化し、各学校の交通安全及び防犯に努めます。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
小学校大規模改造事業	○小学校の内外装工事、設備改修工事の実施	【総務課】
中学校大規模改造事業	○中学校の内外装工事、設備改修工事の実施	【総務課】
小中学校運営事業	○小中学校運営	【総務課】
交通安全推進事業	○交通安全推進事業	【道路課】
災害対策事業	○災害対策事業 ○地域防犯会議	【危機管理防災課】
学校・家庭・地域連携事業	○学校応援団推進事業	【学校教育課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
小学校大規模改造率（学校数ベース）	50%	88.5%
中学校大規模改造率（学校数ベース）	41.7%	75%

施策 4

質の高い学校教育の推進

現状と課題

- 地域や学校の状況に即した、小中学校間での児童生徒、教職員の交流活動を実施する中で、学びと育ちの連続性の確保を図っています。
- 管理職の経営力の強化や校務の情報化などを通じて、学校運営の改善を図っています。
- 使命感と優れた指導力を兼ね備えた教員を確保するため、県教育委員会と連携した研修及び市教育委員会独自の研修を計画的に実施しています。
- 様々な教育課題に対応するためには、教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修や専門研修などを行い、教職員の資質及び能力の向上を図り、学校の教育力を高める必要があります。
- 教員の授業力の向上を図るため、市教育委員会の学校研究委嘱や学校訪問による指導・助言を通じた校内研修の活性化に取り組んでいます。
- 教職員の心の健康は児童生徒の学びに大きな影響を与えます。心の病による休職者が増加傾向にある状況を踏まえ、心の健康への適切な対応が必要となっています。
- 教職員間の連携、相談員との連携、さらには関係機関との連携を密にして、いじめ、不登校、非行・問題行動などの早期発見に努め、問題が生じた場合には、その解決に向けて指導を行っています。今後も、家庭、地域、関係機関などと連携して取り組んでいく必要があります。

取り組み

- 学校間連携等を通じた学びと育ちの連続性を重視した教育を推進します。
- 管理職のマネジメント力の向上などを通じて、効果的・効率的な学校運営を推進します。
- 教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。
- 研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。
- 学校職員の人事評価制度を活用して、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 教職員の健康管理に配慮し、悩みを抱える教職員に対する指導・支援を推進します。
- 各学校へ支援員等を配置するなど、教育的支援が必要な児童生徒に対する支援体制を整えます。
- 「仮称 地域協働学校」づくりに向け、市民を学校運営のパートナーとして位置づける仕組みを整えるための研究を進めます。

施策の展開

①学びの連続性を重視した教育の推進

- ・幼・保、小、中、高の連携に向けて、異校種体験、異年齢間交流、情報交換の実施など相互理解を深める取組を進めます。
- ・小中連携協議会を定期的に行い、中学校区単位の小中連携の強化を図ります。
- ・小中連携型教育※の実施に向けた検討を行います。

②効果的・効率的な学校運営の推進

- ・学校教育目標の具現化に向けて、教育課程におけるPDCAサイクルを確立します。
- ・教育内容を相互に関連づけ、教科横断的な取組を推進します。
- ・学校評価を活用し、学校の運営や活動の改善を図ります。
- ・校長会、教頭会及び各種訪問を通して、管理職のマネジメント機能の強化を図ります。
- ・校務の情報化による効果的・効率的な学校運営を推進します。

③教職員の資質・指導力の向上

- ・国、県、市が実施する委嘱研究等を奨励し、学校の教育力向上を図ります。
- ・学級経営研修会等、市独自の年次研修会を実施し、若手教員のレベルアップを図ります。
- ・希望研修、個人グループ研修の充実を図り、教職員の資質向上を目指します。
- ・各種研究委員会による指導法改善、指導力向上の研究を推進します。
- ・学校訪問による専門的な指導助言の実施などを通じて、教職員の資質・指導力向上を図ります。
- ・倫理確立委員会※や、校内研修の充実を通じて、教職員のモラル向上を図ります。
- ・臨時的任用職員及び各種支援員等対象の研修会等を実施し、教職員のモラル向上を図ります。

④質の高い教育実践を支える環境整備

- ・校務の電子化により、教員の事務負担を軽減し、教材研究の時間を確保する等、教員の資質向上を図ります。
- ・デジタル教科書、電子黒板、書画カメラ等の導入により、授業の質の向上を図ります。
- ・教員一人1台の校務用コンピュータを設置し、学校で使用する書類等の書式の電子化を図り、円滑な校務の遂行を推進します。
- ・子供たちの見守りを充実するため、いじめ等対応支援員、生徒指導支援員、さわやか相談員を配置し、組織的に対応します。
- ・主幹教諭の配置の促進により、学校運営の効率化を推進します。

⑤教職員の人事管理制度の充実

- ・教職員の適正な人事管理に向けて、各種研修会を実施し、人事評価制度の充実を図ります。
- ・校長会、教頭会での情報提供、倫理確立委員会の実施、各種研修会を通して、教職員の服務規律の厳正確保、事故防止の徹底を図ります。
- ・教職員の心身の健康管理に向けて、健康診断や健康相談を実施します。
- ・教育委員会による校長を対象としたヒアリングを年3回行い、教職員の実態把握と適正な人事管理を推進します。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
教育支援事業	○ふじみ野市教育研究会補助金事業 ○校務用コンピュータの設置 ○希望研修の実施 ○個人・グループ研修の実施 ○臨時的任用職員研修会の実施 ○学校研究委嘱事業 ○各種支援員研修会の実施 ○学級経営研修会の実施 ○人事評価研修会の実施 ○定例及び臨時校長会、教頭会	【学校教育課】
健康教育事業	○産業医の配置 ○教職員健康診断の実施	【学校教育課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
教職員事故の撲滅	2 件	0 件

基本方針２ 絆を深め、地域社会との協働による「共育」の推進

施策５ 地域とともに子供を育む教育の推進

現状と課題

- ・現在、市内すべての小中学校に学校応援団が組織され、各学校の実態に応じた活動が行われています。また、ＰＴＡについても、市内すべての小中学校に組織され、ＰＴＡ活動を通して学校・家庭が一体となって、子供たちの教育活動を支援しています。
- ・子供たちを取り巻く環境が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子供を育てることが重要となります。さらに学校応援団の活動やＰＴＡ活動の充実が求められています。
- ・児童生徒が、放課後の安全で楽しい体験活動・交流活動の場を通して、人と関わる力をより一層身に付ける必要があります。
- ・保護者や地域住民に対して、学校の教育活動への理解を深め、地域の教育力を生かした教育活動を一層推進する必要があります。
- ・学校施設は、社会教育活動のために開放したり、災害時の避難所としての指定を受けていることから、地域の拠点として、また交流の場としての機能向上に取り組む必要があります。

取り組み

- ・学校評議員制度や学校評価などの充実を通して、学校経営の改善を図り、地域に信頼される学校づくりを支援します。
- ・地域と協働し特色ある学校づくりをより一層推進するため、学校や地域の実情等に応じて、家庭や地域との連携を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画できる機会（仮称 地域協働学校）の推進に努めます。
- ・地域や家庭による学校支援の取組を促進するため、小中学校における学校応援団の活動の充実を支援します。
- ・児童生徒の「生きる力」の育成をめざして、保護者及び地域住民と連携した授業を行うなど、学校と地域が協働した、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ・地域の教育資源を活用し、特色ある学校づくりの推進を支援します。
- ・学校施設が児童生徒の安全・安心な活動拠点となるとともに、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の提供を図ります。

施策の展開

①家庭・地域の教育力を生かす教育の充実

- 各校の学校応援団の組織を充実させ、学校を支える体制を構築します。
- 家庭学習の充実、生活習慣の確立など家庭の教育力の向上を図ります。
- 中学生社会体験チャレンジ等の活動を通して、キャリア教育の充実を図ります。
- ふじみんサタディスクール※、ふじみ野寺子屋を実施し、地域の教育力を活用します。
- 子ども大学や物づくり教室などを実施し、大学、企業等との連携拡大を図ります。

②大学生によるサポーター制度の活用推進

- 文京学院大学や東邦音楽大学、大東文化大学など、近隣の大学生による小中学校の学習指導支援ボランティア（フレッシュサポーター）の充実を図ります。
- 地域との連携を強化して、児童生徒の学力向上に努めます。

③地域との連携を強化した教育の推進（仮称 地域協働学校）

- 学校評議委員会及び学校評価の充実を図り、保護者や地域の意向を的確に学校運営に反映させます。
- 保護者、地域住民の授業や行事への参画、参加を企画し、学校を中心とした地域コミュニティの活性化を図ります。
- ホームページや学校便りを通じて、学校の教育活動を地域に発信します。
- 地域学校運営協議会（仮称 地域協働学校）の推進を通じて、地域との連携を強化した教育の推進を図ります。

④学校施設の有効活用・複合化の推進及び小中学校の施設活用（新しい学びの公共空間の活用促進）

- 学校施設の空いたスペースを他の市有施設として複合化し、子供から高齢者までが集う多世代交流の場としての活用を推進します。
- 地域住民の多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供するため、小中学校の施設活用の充実を図ります。
- 利用者がよりよい環境で活動できるよう学校施設用備品の充実を図ります。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
教育支援事業	○ふれあい講演会事業 ○ふじみ野寺子屋事業 ○フレッシュサポーター配置事業（文京学院大学・東邦音楽大学）	【学校教育課】
学校・家庭・地域連携事業	○学校・家庭・地域連携事業 ○学校応援団推進事業	【学校教育課】
	○家庭教育学級事業 ○学校開放事業	【文化・スポーツ振興課】
放課後子ども教室推進事業	○放課後子ども教室事業	【社会教育課】
放課後児童クラブ管理運営事業	○放課後児童クラブ事業	【子育て支援課】
教育支援事業	○仮称 地域協働学校モデル校事業	【学校教育課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
仮称 地域協働学校の設置	0 校	2 校
ふじみ野寺子屋受講者数の拡大	105 人	150 人

現状と課題

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子供のよりどころとなるものです。子供は家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心を身につけていきますが、都市化の進展や家族構成、保護者の意識の変化などによる家庭教育力の低下が懸念されています。
- 社会の変化に伴い、規範意識の低下や人間関係の希薄化、児童生徒の自己肯定感の低下等が指摘され、それらを育む家庭や地域社会の教育力の向上が求められています。
- 学校経営の改善に、学校評議員制度や学校評価の一層の活用が必要です。
- 放課後子ども教室は、市内すべての小学校で実施しており、多くのサポーターの協力によって、豊かな体験活動・交流活動が支えられています。
- 教育は、PTAをはじめとする地域の様々な活動に支えられています。今後も、地域の教育支援団体に対する支援を行う必要があります。

取り組み

- 地域の協力のもとに、放課後子ども教室の活動の充実に取り組みます。また、「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。
- 児童生徒が健やかに成長できるよう家庭、地域、学校などの関係機関が連携しながら、親同士が気軽に集い、相互学習や交流する場をつくり、子供の発達段階に応じた行動や考え方を理解し、健全な人格形成のための環境改善に取り組みます。
- 県の取組である家庭教育アドバイザーを派遣し、身近な相談やアドバイスを行うことができる人材を育成し、地域における家庭教育を支援します。
- 子供の発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や家庭の役割の重要性を理解してもらうために必要な情報提供を行います。
- 家庭教育を推進する上では、その担い手である親の自覚を促すとともに、「子供は社会の宝」として、社会全体で家庭教育を応援し、支えていく体制づくりを進めます。
- PTA活動の活性化に向けた支援を行います。

施策の展開

①家庭力向上のための支援

- ・各学校における学力・学習状況調査の結果を公表し、学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上を推進します。
- ・家庭学習の方法やねらい、取組のポイントなど、家庭でできる具体的な支援を示し、家庭との連携を強化して、児童生徒の学力向上に努めます。

②家庭教育事業の推進

- ・家庭教育学級の目的と取り組み方について説明会を開催し、家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実を図ります。
- ・家庭での教育力の充実を図るため、各学校で開催される家庭教育学級に講師や保育ボランティアの依頼など、円滑に家庭教育学級の取組が実施できるように支援します。

③放課後を活用した学習支援

- ・放課後子ども教室をはじめとした、地域の人材を活用した放課後における学校支援・学習支援の充実を図ります。

④PTA連合会への協力

- ・PTA連合会の活動方針に基づき実施している、学校・家庭・地域を結ぶための各学校でのPTAの活動や講演会、広報誌コンクールなどの取組を支援します。
- ・PTA連合会の活動を効果的に進めるために、関係諸団体との連携体制の充実を図ります。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
教育支援事業	○学校評議員の配置	【学校教育課】
学校・家庭・地域 連携事業	○学校・家庭・地域連携事業	【学校教育課】
	○家庭教育学級 ○PTA連合会への協力	【学校教育課】
放課後子ども教室推進事業	○放課後子ども教室事業	【社会教育課】
放課後児童クラブ管理運営事業	○放課後児童クラブ事業	【子育て支援課】

基本方針3 人と地域を育む生涯学習・生涯スポーツの推進

(市長部局との連携推進)

施策7 夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進

現状と課題

- 本市では、様々な動機のもと、個人あるいはグループで生涯学習や生涯スポーツが行われ、市民の多様なニーズを踏まえ、いつでもどこでも誰でも積極的な学習や諸活動に参加できるよう、学習情報の提供や学習メニューの充実、活動場所の整備等を行っています。
- 様々な理由から、学習や活動を行いたくてもできない人も少なくないことから、ライフステージや一人一人の状況に応じた多様な学習内容や学習機会の充実が求められます。
- 地域課題の解消に向けた学習、人権、平和に関する学習など、学校教育や社会教育を通じて、多様な問題・課題に取り組む必要があります。
- 生涯学習を通じて得た知識・技能を、ボランティア活動への参加などを通じて、地域に還元できる仕組みの充実が求められます。
- 市民が地域において日常的にスポーツ活動、レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりに向けた取組の充実が求められます。

取り組み

- 今後は、夢が広がり、生涯を通して学び続ける教育環境づくりの推進に向けて、市民の生涯学習・生涯スポーツ活動への支援を行うとともに、地域課題の解消に向けた学習や、地域理解に向けた学習への支援を行います。
- 学びの成果を還元する仕組みの充実や、学びを支える環境の整備を推進します。

施策の展開

①市民の生涯学習・社会教育活動の支援

- 世代に応じた講座の開設など、市民の様々なニーズに応じた生涯学習・社会教育活動のメニューの充実と学習活動支援を図ります。

②地域課題の解消に向けた学習の支援

- ・暮らしに役立つ図書館サービスの充実などを通じて、地域課題の解消に向けた学習支援を行います。

③地域の歴史文化の継承と文化振興の促進

(1) 地域の歴史文化の継承

- ・子ども、大人体験学習講座の実施などを通じて、地域の歴史文化の継承と文化振興の促進を図ります。
- ・地域の歴史や文化財資料の調査及び記録保存を行います。
- ・展示や報告書、学習講座の実施などを通じて、調査研究の成果を発信します。
- ・小中学校と連携し、資料館の展示物や資料を活用した地域学習を行います。
- ・地域に伝わるお囃子などの無形民俗文化財の継承のため、保存会の活動を支援します。
- ・権現山古墳群※・福岡河岸記念館・旧大井村役場庁舎をはじめとした、文化財の保存・公開を通じて、地域の歴史文化の継承を図ります。

(2) 市民の人生を豊かにする文化振興

- ・公民館での舞台芸術鑑賞会やコンサートなどのほか、市内各所で気軽に参加出来る音楽会などの文化事業を開催します。
- ・市民の文化活動の交流、発表の場として市民文化祭を開催します。
- ・公共施設での展示スペースを開放し、市民の文化活動の発表の機会を広げます。
- ・ふじみ野市の文化に関する情報を発信します。
- ・文化活動に携わる市民の交流の場を広げます。

④学びの成果を還元する仕組みの充実

- ・生きがい学習ボランティア制度の促進など、学びの成果を還元する仕組みの充実を図ります。

⑤市民の学びを支える環境整備

- ・公民館、図書館、資料館など、市民の学びを支える施設の環境整備を進めます。
- ・地域の小中学校施設を利用し、市民の学びを支える拠点づくりを進めます。

⑥生涯スポーツの推進

- ・スポーツ振興やレクリエーション活動の場を提供するため、学校の体育施設を学校教育の支障のない範囲で市民に開放します。
- ・児童・生徒の地域スポーツへの参加を支援・協力します。

【市長部局の施策】

- ・地域スポーツやレクリエーションの充実を総合的かつ計画的に図ります。
- ・市民が地域において日常的にスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- ・各種スポーツ施設について、適正な維持管理や運営を行うため、公共施設適正配置計画を指針とした実施計画を策定します。
- ・誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、年代別のスポーツ教室や趣味の教室、生涯スポーツフェアなどを開催します。
- ・市民スポーツフェスティバルは、市民主体で行う地域スポーツの祭典として、また、多くの市民がスポーツとふれあい、健康増進とコミュニケーションを図る場として開催します。

⑦社会教育における人権教育の推進

- ・人権教育、啓発講演会、講座や研修会を開催します。
- ・人権推進協議会による啓発活動を推進します。
- ・各小中学校の家庭教育学級において、人権教育事業を開催して児童生徒の保護者に対する人権教育を充実します。

【市長部局の施策】

- ・国際理解を深める学習を推進します。
- ・男女共同参画基本計画を推進します。

⑧社会教育における平和事業の推進

- ・市民と協働による平和事業を開催します。
- ・地域の平和資料の活用を図ります。

主な具体的事業

事務事業名	主な具体的事業	担当課
市民文化祭事業	○市民文化祭	【公民館】
西公民館まつり事業	○西公民館まつり	【公民館】
地域文化振興事業	○舞台芸術鑑賞	【公民館】
人権・平和教育推進事業	○人権講演会の実施 ○人権教育推進協議会による啓発活動 ○平和教育講演会の実施	【社会教育課】
文化振興事業	○公共施設展示スペース貸出事業 ○コンサート、演劇などの文化事業の開催 ○文化情報発信事業	【文化・スポーツ振興課】
生涯スポーツ推進事業	○各世代に対応したスポーツ教室の開催 ○元気健康フェア ○障がい者スポーツ教室	【文化・スポーツ振興課】
市民スポーツフェスティバル事業	○市民スポーツフェスティバル	【文化・スポーツ振興課】
市民スポーツ大会事業	○市民スポーツ大会	【文化・スポーツ振興課】
新春ロードレース大会事業	○新春ロードレース大会	【文化・スポーツ振興課】
入間地区社会体育推進事業	○入間東部地区駅伝競走大会	【文化・スポーツ振興課】

主な関連指標

指標名	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
公共施設展示スペース出展延べ数	33 件	36 件
ミニコンサートの開催	2 回	4 回
スポーツ教室等の参加者及び開催数	5,200 人／17 回	6,200 人／22 回
市民スポーツフェスティバル	5,477 人／2 回	5,500 人／2 回
市民スポーツ大会	4,156 人／24 種目	4,200 人／24 種目
新春ロードレース大会	1,488 人	1,640 人
入間東部地区駅伝競走大会	101 チーム	120 チーム

ふじみ野市教育振興計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく市の教育の振興に関する基本的な計画（以下「教育振興計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を調査及び審議するため、ふじみ野市教育振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。

- (1) 教育振興計画の素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育振興計画の策定について必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) ふじみ野市校長会の代表者
- (3) ふじみ野市PTA連合会の代表者
- (4) ふじみ野市社会教育委員
- (5) ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会の代表者
- (6) 公募等による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から教育振興計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

ふじみ野市教育振興計画策定委員名簿

氏 名	選出区分	選出団体等
石井 ナナエ	第1号委員 学識経験を有する者	NPO法人ふじみの国際交流センター
◎伊藤 裕子		文京学院大学
朝倉 美由紀	第2号委員 ふじみ野市校長会の代表者	ふじみ野市小中学校校長会
○斉藤 実		
木内 浩幸	第3号委員 ふじみ野市PTA連合会の代表者	ふじみ野市PTA連合会
佐藤 勝俊		
高木 志津子	第4号委員 ふじみ野市社会教育委員	ふじみ野市社会教育委員
古川 惣一		
小泉 二三枝	第5号委員 ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会の代表者	ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会
青柳 一美		
西村 正博	第6号委員 公募等による市民	市民代表
宮崎 富美		

[◎委員長 ○副委員長]

ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく基本的な計画（以下「教育振興計画」という。）の策定について検討するため、庁内にふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を置く。

2 前項のプロジェクト・チームの設置及び運営に関しては、ふじみ野市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程（平成26年ふじみ野市教育委員会訓令第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（所掌事務）

第2条 プロジェクト・チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）教育振興計画の策定に関する事項の調査及び研究に関すること。
- （2）教育振興計画の内容の検討及び素案の作成に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育振興計画の策定に関し教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 プロジェクト・チームは、別表に掲げる職にある者で組織する。

（意見等の聴取）

第4条 プロジェクト・チームは、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 プロジェクト・チームの庶務は、総務課が処理する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

改革推進室長
協働推進課長
文化・スポーツ振興課長
子育て支援課長
総務課長
学校教育課長
学校給食課長
社会教育課長

ふじみ野市教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム 名簿

氏 名	所 属	役 職
篠澤 真由美	改革推進室	室長
内田 秀美	協働推進課	課長
石川 健一	文化・スポーツ振興課	課長
鈴木 克史	子育て支援課	課長
◎皆川 恒晴	総務課	課長
○三宅 雅生	学校教育課	課長
忍滑谷 敏之	学校給食課	課長
小林 清	社会教育課	課長

[◎リーダー ○サブリーダー]

策定経過

日 程	内 容	概 要
平成 27 年 6月 29 日	第 1 回策定委員会	・ふじみ野市教育振興計画について ・ふじみ野市教育振興計画の策定体制について ・ふじみ野市教育振興計画の策定について ・ふじみ野市教育振興計画の全体イメージについて ・ふじみ野市教育振興計画の策定スケジュールについて ・自由討論
6月 29 日 ～7月 31 日	アンケート調査実 施	・市民無作為抽出約 1,000 人対象 ・児童（小学 5 年生）及びその保護者対象 各学校 1 学級無作為抽出 ・生徒（中学 2 年生）及びその保護者対象 各学校 1 学級無作為抽出 ・小、中学校教員 約 500 人対象
7月 22 日	第 1 回庁内検討 プロジェクト会議	・第 1 回教育振興計画策定委員会会議報告 ・小中学生及びその保護者、教員、市民アンケート調査について ・第 2 回教育振興計画策定委員会協議内容について
7月 27 日	第 2 回策定委員会	・ふじみ野市教育振興計画骨子案について （基本理念、施策体系） ・小中学生及びその保護者、教員、市民アンケート調査について
8月 19 日	第 8 回教育委員会 会議	・教育振興計画策定について（中間報告）
9月 17 日	第 2 回庁内検討 プロジェクト会議	・第 2 回教育振興計画策定委員会会議報告 ・第 3 回教育振興計画策定委員会協議内容について
9月 29 日	第 3 回策定委員会	・ふじみ野市教育振興計画原案について （基本理念、施策体系、各論） ・小中学生及びその保護者、教員、市民アンケート調査結果について

日 程	内 容	概 要
10月21日	第3回庁内検討 プロジェクト会議	・第3回教育振興計画策定委員会会議報告 ・第4回教育振興計画策定委員会協議内容について
10月29日	第4回策定委員会	・ふじみ野市教育振興計画原案について (基本理念、施策体系、各論) ・パブリックコメントについて
12月18日	第12回教育委員会 会議	・ふじみ野市教育振興基本計画策定に関するパブリックコメントの実施について
12月24日 ～平成28年 1月22日	パブリックコメン ト実施	・計画原案に対する意見募集 (市内15箇所に原案設置)
平成28年 1月22日	第1回教育委員会 会議	・ふじみ野市教育振興基本計画策定(案)について
1月25日	第5回策定委員会	・ふじみ野市教育振興基本計画原案について (基本理念、施策体系、各論の修正点) ・パブリックコメント結果について(意見提出3件)
2月16日	第2回教育委員会 会議	・ふじみ野市教育振興基本計画を策定することについて (議決)

用語解説

	用語	内容
あ	アクティブ・ラーニング	教員が児童生徒に一方的に知識を教える講義型ではなく、児童生徒が主体的に問題を発見し、解決していく能動的な学習方法の総称。
	いじめ等対応支援員	児童生徒のいじめを未然に防止及び早期対応、早期解決を図るために配置された支援員のこと。
	インクルーシブ教育	障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。
か	学校応援団	保護者や地域の住民が子供の安全確保・授業支援・環境整備等の分野で教育活動を支援する組織。
	学校評議員	自校の学校運営に対して外部からの助言や評価を得るために、校長が推薦し市教育委員会が承認した役員。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
	キャリアコーディネーター	地域社会が持つ教育資源と学校を結びつけ、児童生徒の多様な能力を活用する機会を提供することを通じ、キャリア教育の支援を行う役割を持つ専門家。
	権現山古墳群	埼玉県指定史跡で、古墳時代初期に造られた前方後方墳・方墳など多くの初期古墳が残されている。
さ	さわやか相談員	児童生徒の心の問題を解決するために各中学校に配置された相談員。定期的に中学校区内の小学校を訪問する。
	社会体験受入・チャレンジ事業	市内の中学生・高校生の職場体験の場として受け入れる事業。
	小中連携型教育	小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育へ円滑な接続を目指す様々な教育。
	スクールガードリーダー	学校や通学路などを巡回し、交通安全や不審者対応に関する児童生徒への指導をおこなう埼玉県教育委員会が委嘱した地域ボランティア。
	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。
	スクールソーシャルワーカー	虐待やいじめの対応など、児童生徒と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、児童生徒を取り巻く環境を調整する社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ福祉の専門家。

	用語	内容
さ	スケアードストレート技法	米国の防犯教育法を応用した教育技法。スタントマンによる交通事故現場の再現により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる。
	スポーツエキスパート事業	市町村教育委員会が、中学校の運動部活動に地域の外部指導者を活用する際、助成金を交付する埼玉県の実業。
	総合教育会議	市長、教育長及び教育委員が構成員となり、市長が主宰する会議。 ①教育行政の大綱の策定、②重点的な施策の策定、③緊急時の措置等を協議。平成27年度から設置することとなった。
た	大学生によるサポーター制度	地域の大学生を市内小中学校へ派遣し、学校及び学級の支援を行う制度。
	地域協働学校	家庭、地域の代表者で組織する「地域学校運営協議会」がパートナーとして、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校と協働して地域の子供を育てていく学校。
	地域指導協力者	主に中学校の部活動の支援を行う地域の協力者。校長からの推薦により市教育委員会が決定する。
	適応指導教室	市町村教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学校とは別の公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら、学校に復帰するための支援をする教室。
	ドライ方式	文部科学省が「学校給食衛生管理基準」で導入を求めている給食調理システムで、床を水で濡らさないように作業を行う方式。
な	ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、共に快適な生活ができる社会が望ましいとする考え方。
は	ふじみ野寺子屋	市内小中学生の希望者を対象とした夏休み及び土曜日の学習教室。
	ふじみんサタディスクール	児童生徒の「生きる力」を育成することをめざして、学校と地域を結び開かれた学校づくりを推進するための土曜授業。
	ふれあい講演会	将来の夢や希望を育み、進路意識の啓発・高揚を図るために、地域で活躍している方等を講師に招き、中学校で実施する講演会。
	放課後子ども教室	小学校施設を活用し、放課後に子供たちの安全かつ安心な居場所を確保し、異年齢の子供との交流やスポーツ活動を行うなど、子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目的としている。
や	ユニバーサルデザインの手法を活用した教育環境	すべての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりなど、すべての児童生徒を対象に、あると有効な支援を考慮した教育環境。
ら	倫理確立委員会	小中学校の教職員に公務員としての責任と使命感を強く自覚させ、教職員倫理を確立、維持及び改善するための組織。

	用語	内容
A	ALT	Assistant Language Teacher の略で、小学校外国語活動助手及び中学校英語指導助手の総称。小学校の外国語活動の授業、中学校の英語の授業で担当教員とともに指導する。
	ESD	Education for Sustainable Development の略。「持続可能な開発のための教育」と訳され、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
	PFI	Private Finance Initiative の略。国や自治体が民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を効率的・効果的に整備する公共事業の手法。

ふじみ野市教育振興基本計画

発行 平成 28 年 2 月 ふじみ野市教育委員会

編集 ふじみ野市教育委員会教育部総務課

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

TEL 049-220-2080 FAX 049-261-9750

e-mail kyoiku-soumu@city.fujimino.saitama.jp